

教育・保育施設等の事故防止のための ガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

株式会社インターリスク総研調べ

(平成 27 年度教育・保育施設等の事故防止のための
ガイドライン等に関する調査研究事業)

平成 27 年 11 月

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

発送日 : 2015年10月2日
 発送数 = 174
 回収数 = 126
 回収率 = 72.4%

【回収内訳】

都道府県	35
政令指定都市	14
中核市	34
その他（施行時特例、特別区）	43
	126

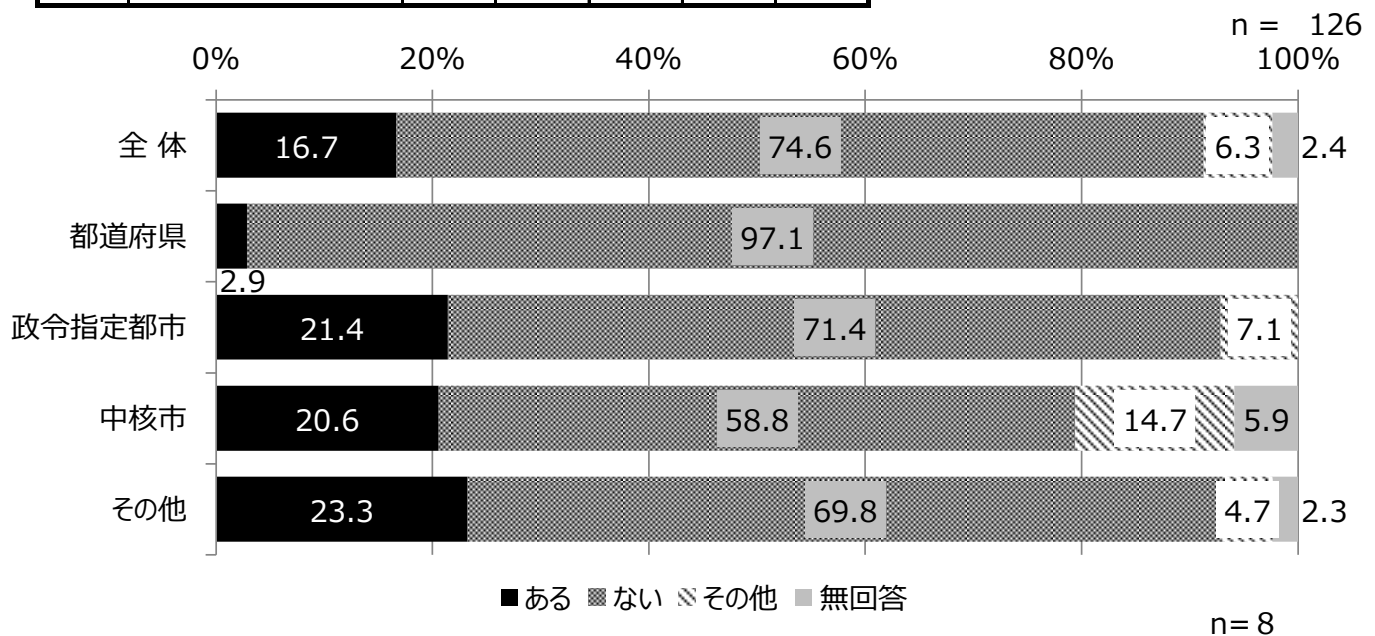
I. 都道府県・市区（共通）

1. 「事故予防ガイドライン」「事故対応マニュアル」について

〔質問1〕行政が対応すべき事項を取りまとめた、独自の事故予防ガイドライン、事故対応マニュアルはありますか？

a) 事故予防ガイドライン

		あ る	な い	そ の 他	無 回 答	合 計
回答数 (件)	全体	21	94	8	3	126
	都道府県	1	34	0	0	35
	政令指定都市	3	10	1	0	14
	中核市	7	20	5	2	34
	その他	10	30	2	1	43
回答率 (%)	全体	16.7	74.6	6.3	2.4	100
	都道府県	2.9	97.1	0.0	0.0	100
	政令指定都市	21.4	71.4	7.1	0.0	100
	中核市	20.6	58.8	14.7	5.9	100
	その他	23.3	69.8	4.7	2.3	100

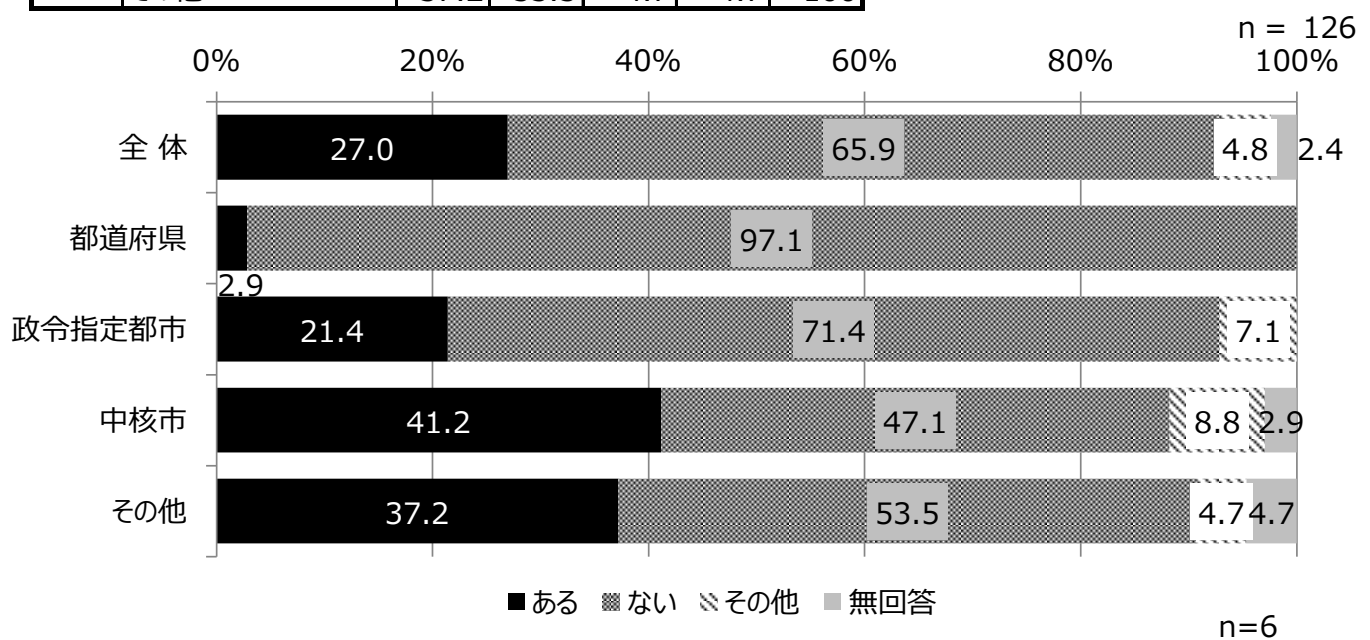


その他の記載内容
現在作成中／検討中（計3件）
子どもの保健冊子・保育安全マニュアル、保育所における食物対応マニュアル
公立保育所で作成・使用している「リスクマネジメント」有り。
保育マニュアル内に記載あり
厚生労働省のものを参照している。
保育危機管理マニュアル

n = 8

b) 事故対応マニュアル

		ある	ない	その他	無回答	合計
回答数 (件)	全体	34	83	6	3	126
	都道府県	1	34	0	0	35
	政令指定都市	3	10	1	0	14
	中核市	14	16	3	1	34
	その他	16	23	2	2	43
回答率 (%)	全体	27.0	65.9	4.8	2.4	100
	都道府県	2.9	97.1	0.0	0.0	100
	政令指定都市	21.4	71.4	7.1	0.0	100
	中核市	41.2	47.1	8.8	2.9	100
	その他	37.2	53.5	4.7	4.7	100



その他の記載内容
危機対応マニュアル内に事故対応についても規定している。
作成検討中 (計 2 件)
子どもの保健冊子・保育安全マニュアル、市保育所における食物対応マニュアル
厚生労働省のものを参照している。
市保育危機管理マニュアル

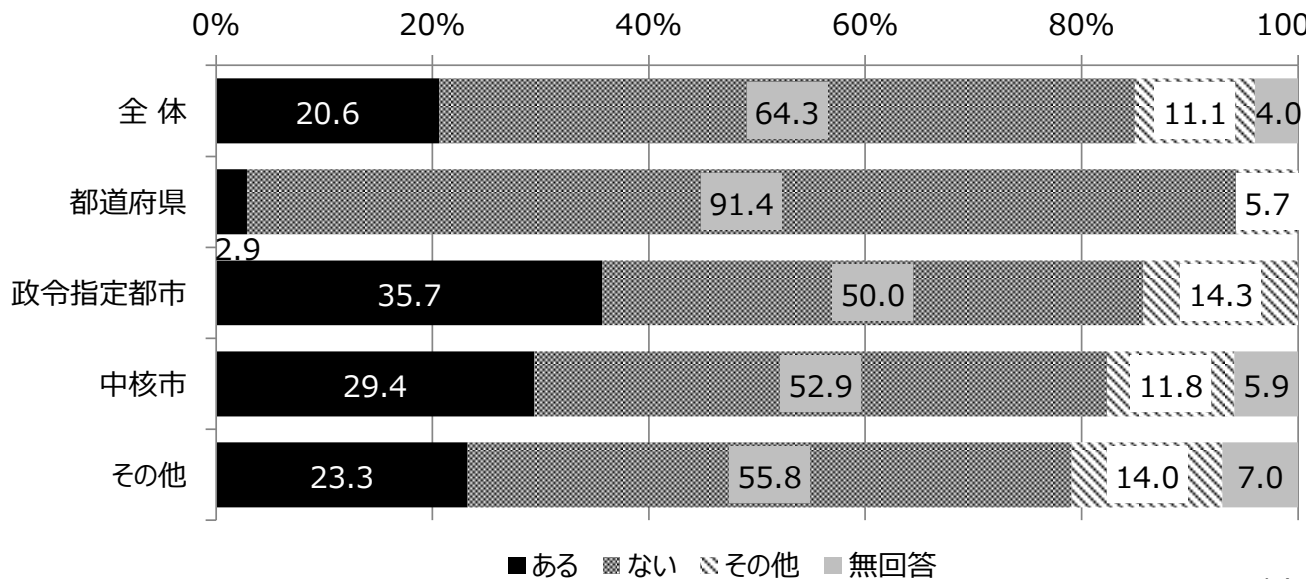
教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問2〕事業所が対応すべき事項を取りまとめた、独自の事故予防ガイドライン、事故対応マニュアルはありますか？

a) 事故予防ガイドライン

		あ る	な い	そ の 他	無 回 答	合 計
回答数 (件)	全体	26	81	14	5	126
	都道府県	1	32	2	0	35
	政令指定都市	5	7	2	0	14
	中核市	10	18	4	2	34
	その他	10	24	6	3	43
回答率 (%)	全体	20.6	64.3	11.1	4.0	100
	都道府県	2.9	91.4	5.7	0.0	100
	政令指定都市	35.7	50.0	14.3	0.0	100
	中核市	29.4	52.9	11.8	5.9	100
	その他	23.3	55.8	14.0	7.0	100

n = 126
100%



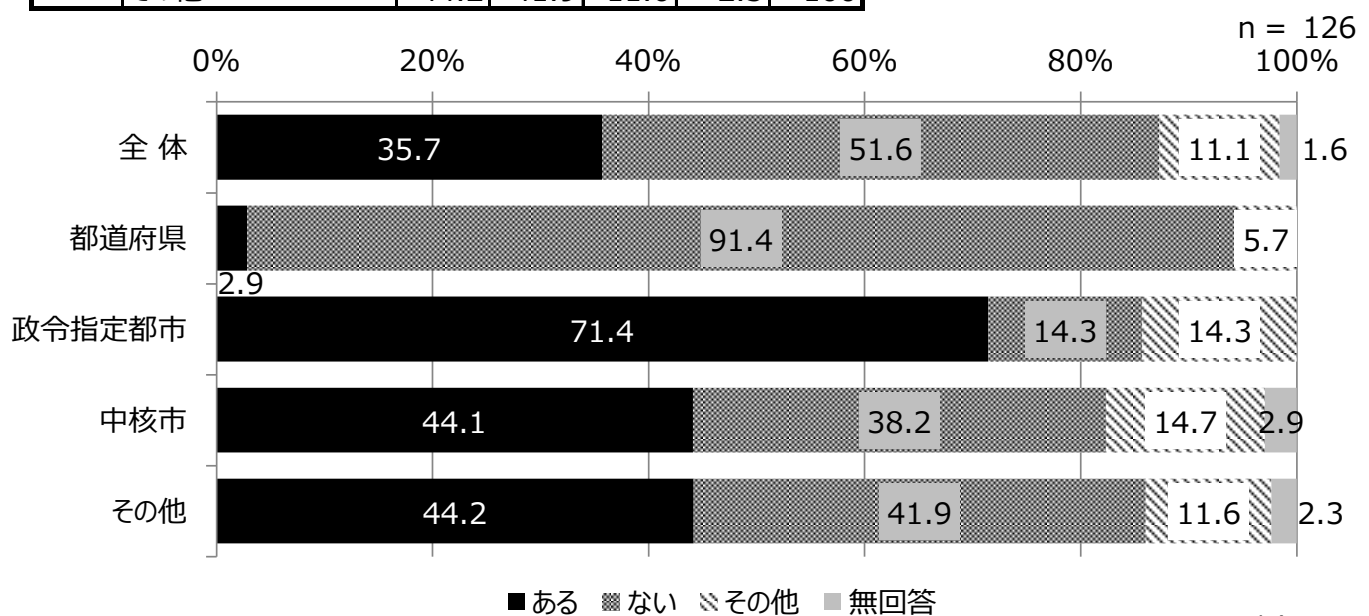
■ある ■ない ▨その他 ■無回答

n=14

その他の記載内容
①事故防止マニュアル、②危機管理Ⅰ・Ⅱ
保育児童の危機管理及び安全対策マニュアル
事故防止の徹底に関する通知
ヒヤリハット等
事故防止・対応を含んだマニュアル
保育所・・・戸外保育やプール遊びに関しては、安全管理マニュアルがある。各年齢によって異なるので具体的には保育指導計画に記載。事故対応マニュアルはある。
幼稚園・・・学校安全計画で事故予防に対応。事故対応マニュアルは作成しておらず、個別の対応。
認可保育所は有
公立保育所ごとのマニュアルがある
各施設ごとに作成
公立保育所向けのものを私立の施設にも参考に提供している
私立園については把握していない
公立・私立保育所のみ
作成している事業所はあります
不明／分からない (計2件)

b) 事故対応マニュアル

		ある	ない	その他	無回答	合計
回答数 (件)	全体	45	65	14	2	126
	都道府県	1	32	2	0	35
	政令指定都市	10	2	2	0	14
	中核市	15	13	5	1	34
	その他	19	18	5	1	43
回答率 (%)	全体	35.7	51.6	11.1	1.6	100
	都道府県	2.9	91.4	5.7	0.0	100
	政令指定都市	71.4	14.3	14.3	0.0	100
	中核市	44.1	38.2	14.7	2.9	100
	その他	44.2	41.9	11.6	2.3	100



n=14

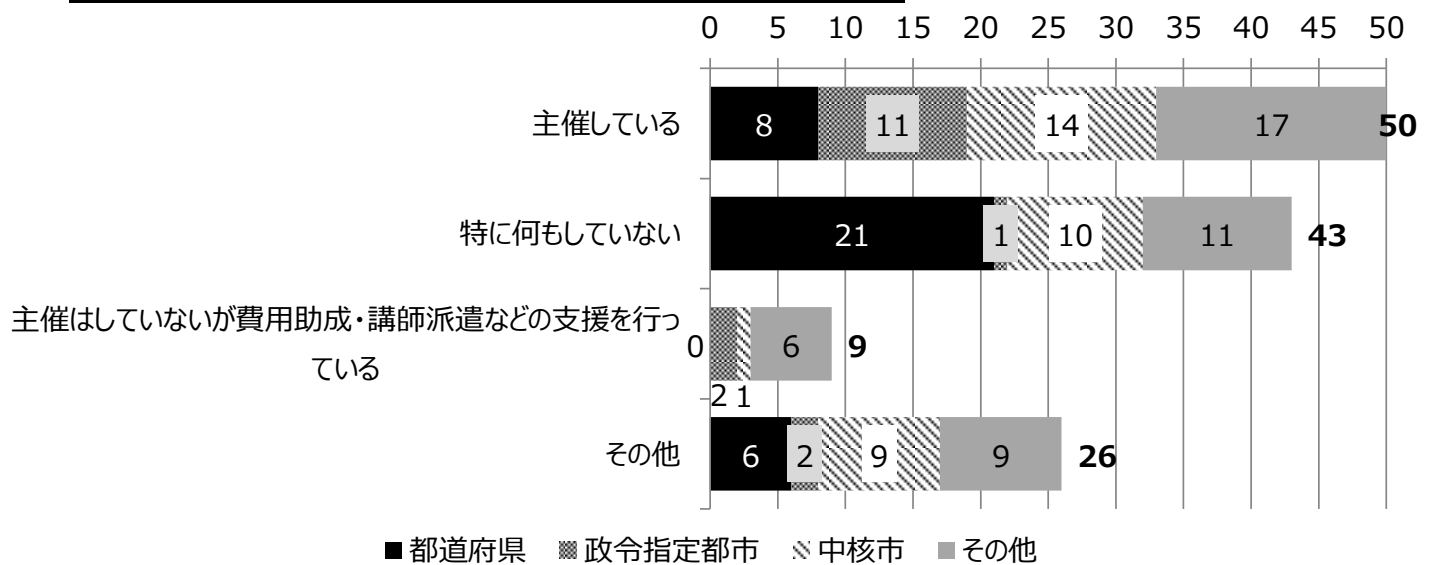
その他の記載内容
保育児童の危機管理及び安全対策マニュアル
事故防止・対応を含んだマニュアル。
保育所・・・戸外保育やプール遊びに関しては、安全管理マニュアルがある。各年齢によって異なるので具体的には保育指導計画に記載。事故対応マニュアルはある。
保育所における食物アレルギー緊急時対応マニュアル
認可保育所は有
公立保育園では共通で「事故対応マニュアル」がある。私立認可園では園独自のマニュアルがある。
公立・私立保育所のみ
公立保育所向けのを私立の施設にも参考に提供している
私立園については把握していない
公立保育所ごとのマニュアルがある
各保育所独自のもの
各施設ごとに作成
作成している事業所はあります
策定状況は、事業所によって異なる
不明／分からない (計 2 件)

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

2. 研修について

〔質問1〕管下保育所等に対して「事故予防」に関する研修会を実施していますか？（複数回答）

		主催している	の支援を行っている	費用助成・講師派遣など	主催はしていないが費用助成・講師派遣など	特に何もしていない	その他	n
回答数 (件)	全体	50	9	43	26	124		
	都道府県	8	0	21	6	35		
	政令指定都市	11	2	1	2	14		
	中核市	14	1	10	9	33		
	その他	17	6	11	9	42		
回答率 (%)	全体	40.3	7.3	34.7	21.0	-		
	都道府県	22.9	0.0	60.0	17.1	-		
	政令指定都市	78.6	14.3	7.1	14.3	-		
	中核市	42.4	3.0	30.3	27.3	-		
	その他	40.5	14.3	26.2	21.4	-		



n=24

分類	件数	主な記載内容
何らかの形で実施	11件	「事故予防」としては実施していないが危機管理研修の中で実施している。 事故予防研修としての位置づけではないが、市主催研修（健康・安全研修及び専門研修等）の中で実施 認可保育所については、県社会福祉協議会主催で実施。認可外保育施設については、認可外保育施設を対象とした研究会や立ち入り調査で安全管理の周知徹底及び指導監督を行っている。
外部に委託等	5件	保育団体と共催、委託等で実施 外部研修へ派遣している
場合による	4件	定期的ではないが参加、または実施したことはある。 年により異なる
情報提供の実施	3件	研修情報があれば適宜案内している
検討中	1件	開催を検討中

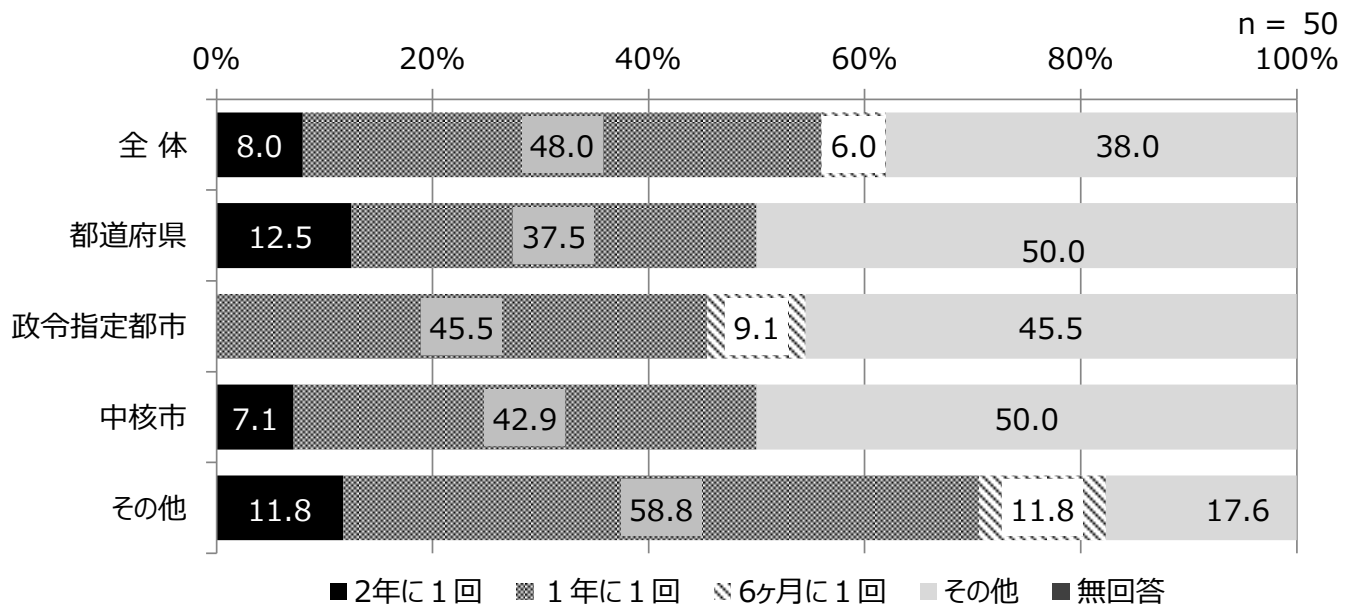
教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問2〕〔質問1〕で「事故予防に関する研修会を「1. 主催している」の場合、どのくらいの頻度で実施していますか？

また、対象としている事業所はどれですか？

a) 頻度

		2 年 に 1 回	1 年 に 1 回	6 ヶ 月 に 1 回	そ の 他	無 回 答	合 計
回答数 (件)	全体	4	24	3	19	0	50
	都道府県	1	3	0	4	0	8
	政令指定都市	0	5	1	5	0	11
	中核市	1	6	0	7	0	14
	その他	2	10	2	3	0	17
回答率 (%)	全体	8.0	48.0	6.0	38.0	0.0	100
	都道府県	12.5	37.5	0.0	50.0	0.0	100
	政令指定都市	0.0	45.5	9.1	45.5	0.0	100
	中核市	7.1	42.9	0.0	50.0	0.0	100
	その他	11.8	58.8	11.8	17.6	0.0	100

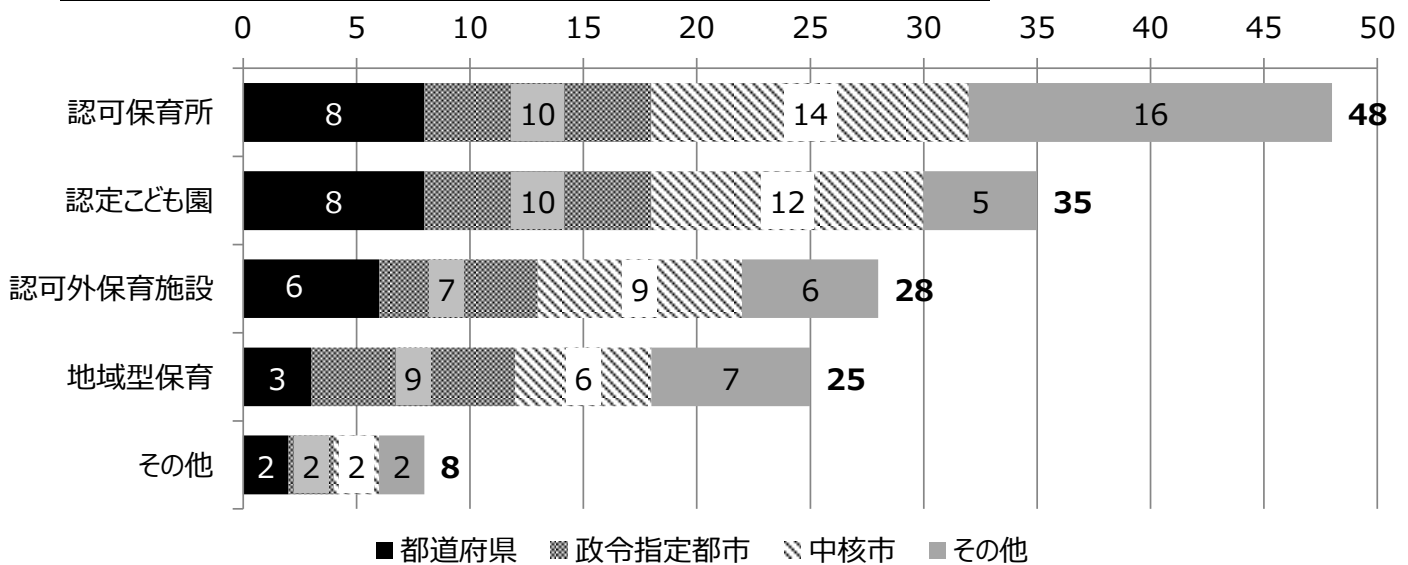


n=19

その他の記載内容
研修内容に応じ必要と認められた場合（必要な場合）実施（計2件）
実施サイクルは特に定めていない。
非定期で全体研修に組み入れいている
新たに認可を受ける施設に対して開催
認可保育施設に対しては事業所別に1年に3～4回ほど。認可外保育施設は1年に1回
回数は決めておらず随時実施（計2件）
1年に複数回／1年に5回／1年に4回（計2件）／年3回実施／年に2回
1年に1回（公立保育所のみ1年に3回）

b) 対象としている事業所（複数回答）

		認可保育所	認可外保育施設	地域型保育	認定こども園	その他	回答数
回答数 (件)	全体	48	28	25	35	8	51
	都道府県	8	6	3	8	2	9
	政令指定都市	10	7	9	10	2	11
	中核市	14	9	6	12	2	14
	その他	16	6	7	5	2	17
回答率 (%)	全体	94.1	54.9	49.0	68.6	15.7	-
	都道府県	88.9	66.7	33.3	88.9	22.2	-
	政令指定都市	90.9	63.6	81.8	90.9	18.2	-
	中核市	100	64.3	42.9	85.7	14.3	-
	その他	94.1	35.3	41.2	29.4	11.8	-



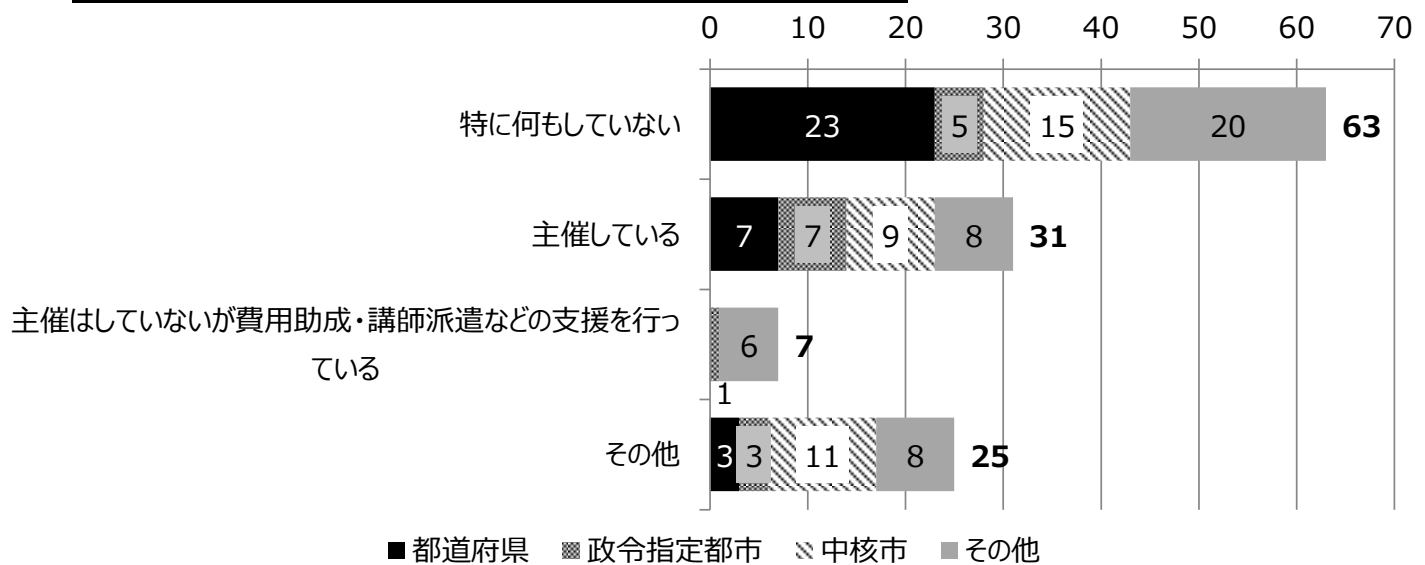
n=8

その他の記載内容
障がい児施設
公立保育所等（計2件）
幼稚園（計4件）
幼稚園、施設（一次保護等）

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問3〕管下保育所等に対して「事故後の対応」に関する研修会を実施していますか？（複数回答）

		主催している	の用主 支助催 援成は を行成し 行ってい つていな ている遣 るが費 など	い特 に何 もし てい な	そ の 他	回 答 数
回答数 (件)	全体	31	7	63	25	121
	都道府県	7	0	23	3	33
	政令指定都市	7	1	5	3	14
	中核市	9	0	15	11	33
	その他	8	6	20	8	41
回答率 (%)	全体	25.6	5.8	52.1	20.7	-
	都道府県	21.2	0.0	69.7	9.1	-
	政令指定都市	50.0	7.1	35.7	21.4	-
	中核市	27.3	0.0	45.5	33.3	-
	その他	19.5	14.6	48.8	19.5	-



n=22

分類	件数	主な記載内容
何らかの形で実施	11件	「事故予防」と「事故後の対応」についての研修をトータル的に実施している。 保育所ごとに職員全員で振り返り・確認を行っている（ヒヤリハット含む）。 事故予防研修会に含まれている
事例を共有している	3件	公私立こども園（園長会、主任会）において情報提供し共有化している。 なぜ事故が起きたのか等、問題点及び留意点は所内の中で共有し対応している。
指導を実施	3件	市町村担当者会議や園長研修会を通して事故後の早期報告や、今後の改善対策などについて検討してもらうよう指導している。 研修会は実施していないが事故の詳細報告をもとに、原因の究明と改善に関してここに指導し、事故後の対応をしている。
外部に委託等	2件	保育団体と共催、委託等で実施
検討中	2件	今後検討する。
場合による	1件	定期的ではないが参加、または実施したことはある。

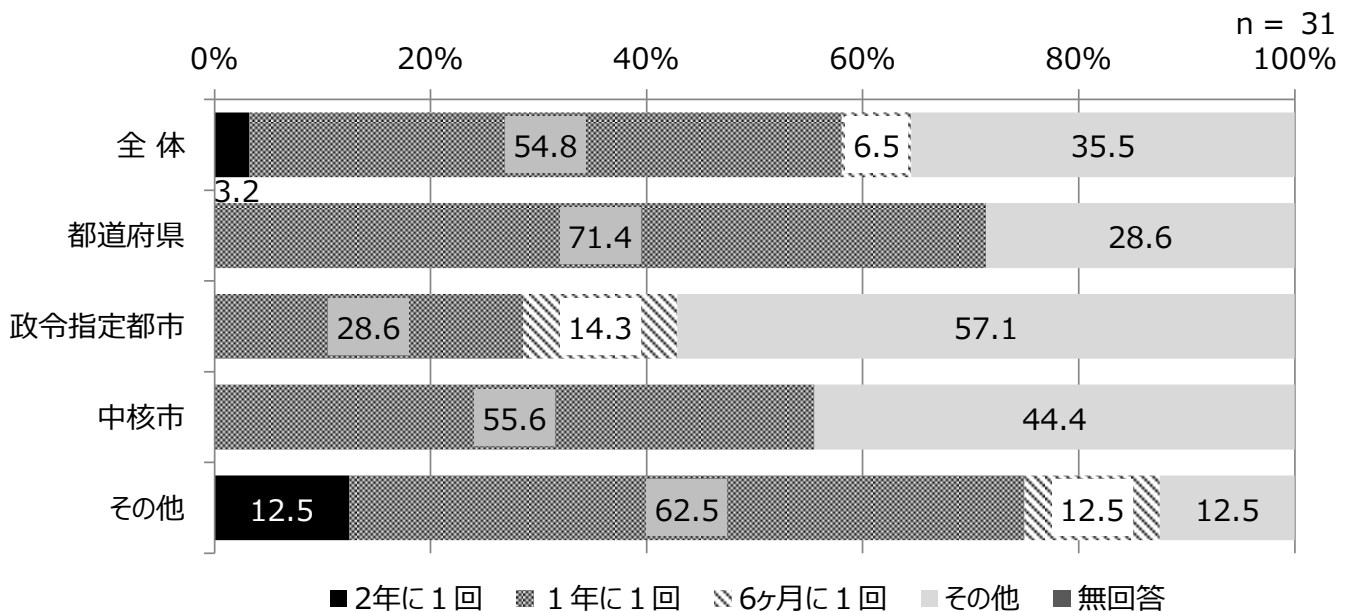
教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問4〕〔質問3〕で「事故後の対応」に関する研修会を「1. 主催している」の場合、どのくらいの頻度で実施していますか？

また、対象としている事業所はどれですか？

a) 頻度

		2 年 に 1 回	1 年 に 1 回	6 ヶ 月 に 1 回	そ の 他	無 回 答	回 答 数
回答数 (件)	全体	1	17	2	11	0	31
	都道府県	0	5	0	2	0	7
	政令指定都市	0	2	1	4	0	7
	中核市	0	5	0	4	0	9
	その他	1	5	1	1	0	8
回答率 (%)	全体	3.2	54.8	6.5	35.5	0.0	100
	都道府県	0.0	71.4	0.0	28.6	0.0	100
	政令指定都市	0.0	28.6	14.3	57.1	0.0	100
	中核市	0.0	55.6	0.0	44.4	0.0	100
	その他	12.5	62.5	12.5	12.5	0.0	100

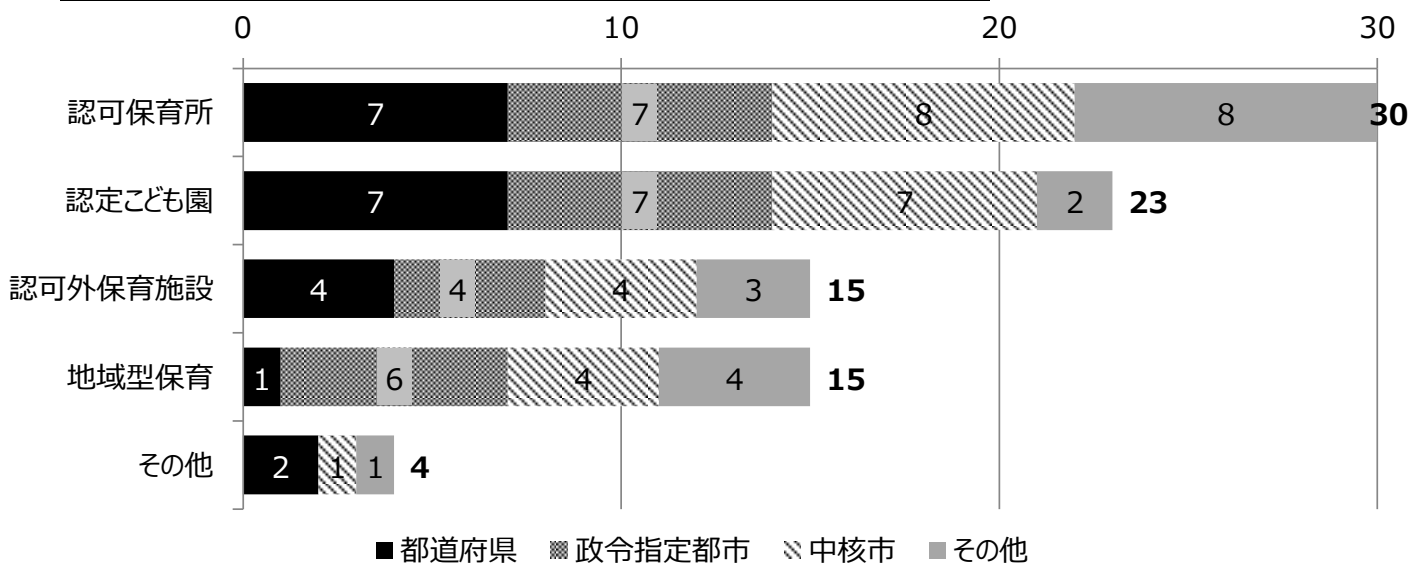


n = 11

その他の記載内容
さまざまな研修の中で実施
新たに認可を受ける施設に対して開催
認可保育施設に対しては事故予防研修と合わせて、事業所別に1年に3～4回ほど。
職種・役職ごとの会議・研修会で随時実施
不定期（計2件）
月1回／年3回／年に2回／1年に4回
1年に1回（公立保育所のみ1年に3回）
健康・安全含めて年1回程度

b) 対象としている事業所（複数回答）

		認可保育所	認可外保育施設	地域型保育	認定こども園	その他	回答数
回答数 (件)	全体	30	15	15	23	4	31
	都道府県	7	4	1	7	2	7
	政令指定都市	7	4	6	7	0	7
	中核市	8	4	4	7	1	9
	その他	8	3	4	2	1	8
回答率 (%)	全体	96.8	48.4	48.4	74.2	12.9	-
	都道府県	100	57.1	14.3	100	28.6	-
	政令指定都市	100	57.1	85.7	100	0.0	-
	中核市	88.9	44.4	44.4	77.8	11.1	-
	その他	100	37.5	50.0	25.0	12.5	-

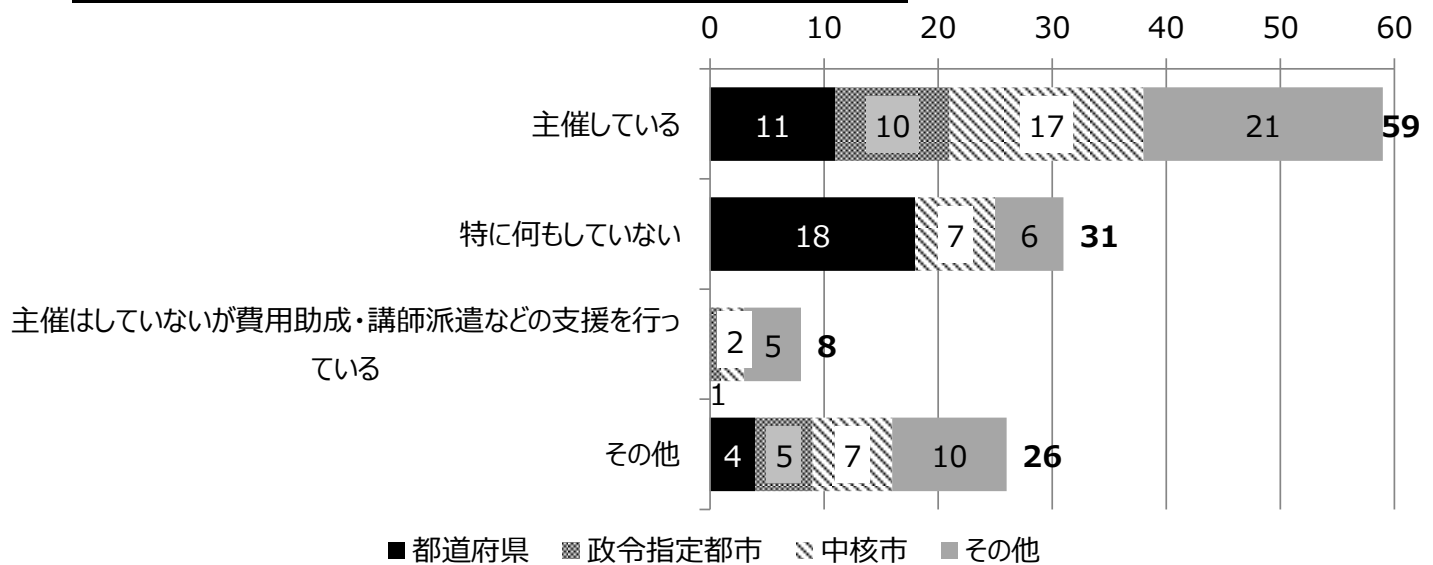


その他の記載内容
認証保育所
幼稚園（計2件）
公立保育所

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問5〕管下保育所等に対して「救急救命」に関する研修会を実施していますか？（複数回答）

		主催している	の支援を行っている	費用助成・講師派遣など	主催はしていないが費用	特に何もしていない	その他	回答数
回答数 (件)	全体	59	8	31	26	122		
	都道府県	11	0	18	4	33		
	政令指定都市	10	1	0	5	14		
	中核市	17	2	7	7	33		
	その他	21	5	6	10	42		
回答率 (%)	全体	48.4	6.6	25.4	21.3	-		
	都道府県	33.3	0.0	54.5	12.1	-		
	政令指定都市	71.4	7.1	0.0	35.7	-		
	中核市	51.5	6.1	21.2	21.2	-		
	その他	50.0	11.9	14.3	23.8	-		



n = 28

分類	件数	その他の主な記載内容
何らかの形で実施	9件	自治体職員向け研修会を年1回開催しており、公立保育所の職員もこれに参加している。私立については全員定期的に受講。私立についてはAEDを設置の際に地区住民を交えて研修会を各保育所で消防署の協力により開催した。公立保育園の自主勉強会にて実施。医師会が希望園に対して実施。
外部に委託等	9件	消防署に依頼して実施してもらっている。他部署主催の研修会を斡旋している ①普通救命講習（応急手当研修センターと共催）②応急手当普及員研修（消防局主催）
各事業所で実施	7件	各保育園で企画し実施してもらっている。認可保育所は各保育所の職場研修で概ね年1回実施している。認可保育施設にはマニュアルの中で、年に1回実施を促す内容を記載している。
その他	3件	野外保育の際に発生した事故に関する研修会を実施予定 公立保育園職員に対して研修費負担

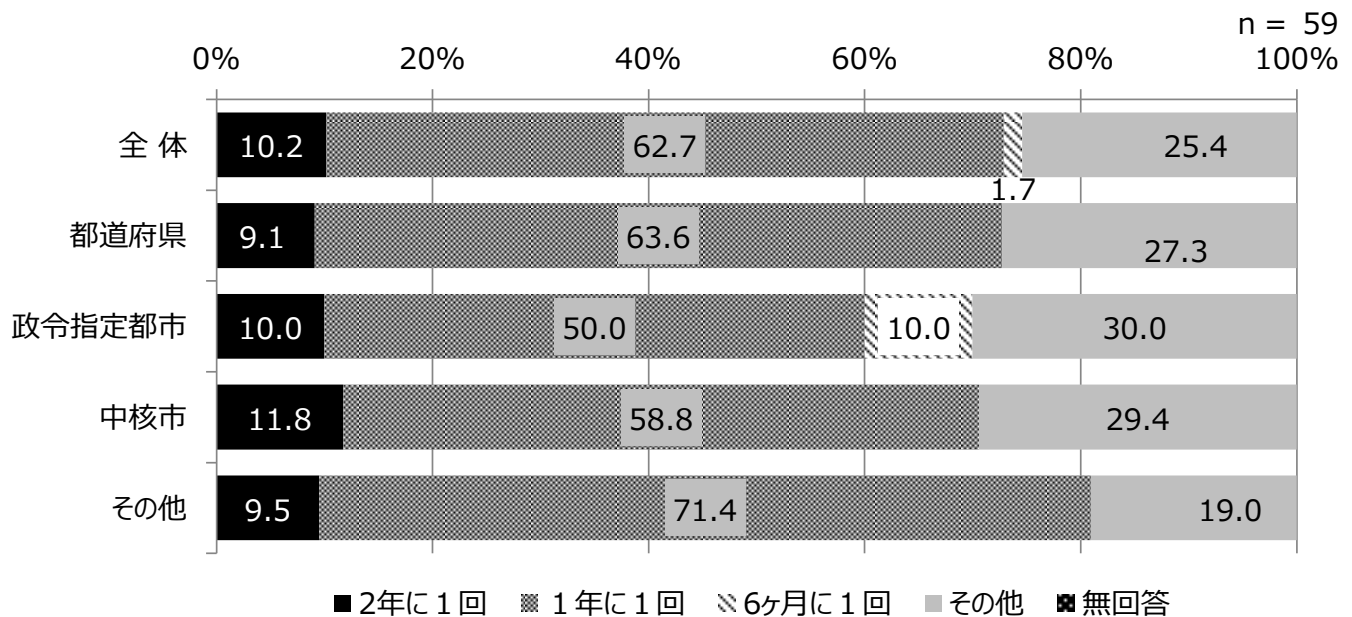
教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問6〕〔質問5〕で「救急救命」に関する研修会を「主催している」の場合、どのくらいの頻度で実施していますか？

また、対象としている事業所はどれですか？

a) 頻度

		2 年 に 1 回	1 年 に 1 回	6 ヶ 月 に 1 回	そ の 他	無 回 答	合 計
回答数 (件)	全体	6	37	1	15	0	59
	都道府県	1	7	0	3	0	11
	政令指定都市	1	5	1	3	0	10
	中核市	2	10	0	5	0	17
	その他	2	15	0	4	0	21
回答率 (%)	全体	10.2	62.7	1.7	25.4	0.0	100
	都道府県	9.1	63.6	0.0	27.3	0.0	100
	政令指定都市	10.0	50.0	10.0	30.0	0.0	100
	中核市	11.8	58.8	0.0	29.4	0.0	100
	その他	9.5	71.4	0.0	19.0	0.0	100

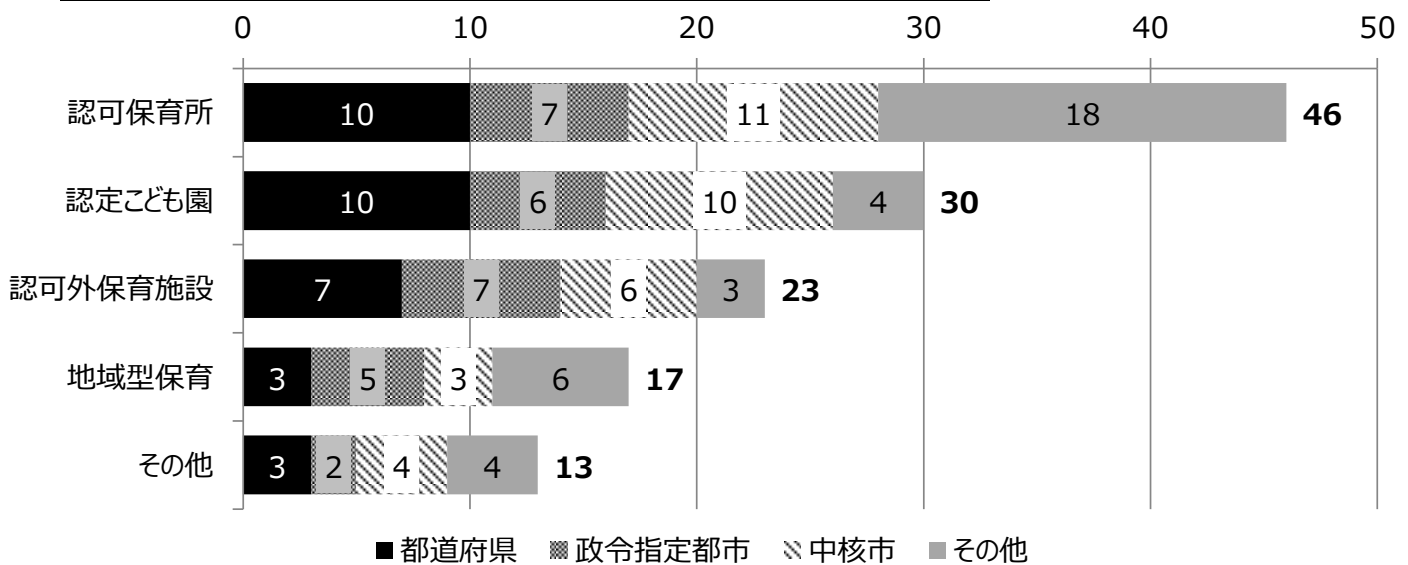


n=15

その他の記載内容	
主催の講習としては年1回であるが、6日間開催で、できるだけ多く参加できるようにしている。	
新たに認可を受ける施設に対して開催	
おおむね1年に1回以上。健康・安全というテーマで年1回ずつ（認可・認可外）。	
全職員の7～8割が受講するよう年27回実施	
①年3回、②年4回	1年に1回程度（年により違う）
1年に4回	1年に1回。3年に1回（個人）
年に3回以上	1年に1回
年3回実施(計2件)	課で6回、各園でも実施
1年に3回	適宜
1年に2回	不定期（計2件）

b) 対象としている事業所（複数回答）

		認可 保育所	認可 外 保育 施設	地 域 型 保 育	認 定 こ ど も 園	そ の 他	回 答 数
回答数 (件)	全体	46	23	17	30	13	59
	都道府県	10	7	3	10	3	11
	政令指定都市	7	7	5	6	2	10
	中核市	11	6	3	10	4	17
	その他	18	3	6	4	4	21
回答率 (%)	全体	78.0	39.0	28.8	50.8	22.0	-
	都道府県	90.9	63.6	27.3	90.9	27.3	-
	政令指定都市	70.0	70.0	50.0	60.0	20.0	-
	中核市	64.7	35.3	17.6	58.8	23.5	-
	その他	85.7	14.3	28.6	19.0	19.0	-



n=13

その他の記載内容
児童養護施設、乳児院
希望する保育所全て
公立保育園のみ行政が実施。他私立などについては各法人が対応している。
長時間預かり保育実施幼稚園
障がい児施設
幼稚園（計5件）
公立保育園（計2件）
公立保育所
公立保育所のみ実施
公立+家庭福祉員
公立

Ⅱ. 指導監査、指導監督および事故対応について

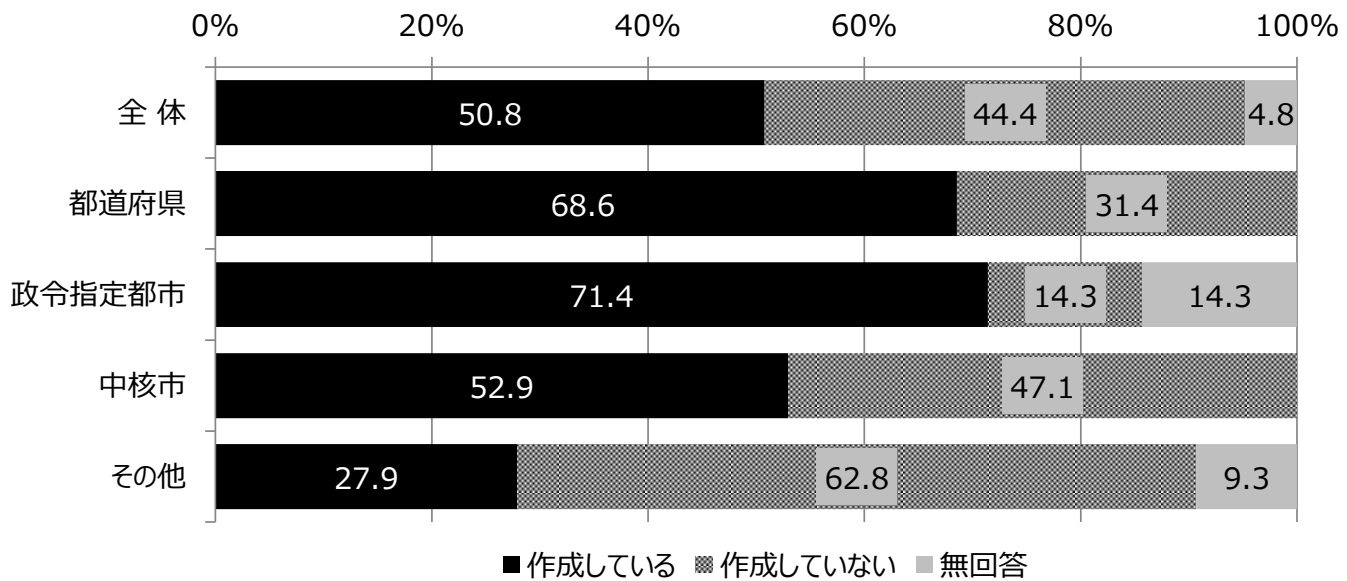
1. 指導監査（一般監査）、指導監督（通常の立入調査）について

〔質問1〕【認可保育所の場合】

国の「児童福祉行政指導監査実施要綱」（平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知別紙）とは別に、自治体独自の要綱等を作成していますか？

		作成している	作成していない	無回答	合計
回答数 (件)	全体	64	56	6	126
	都道府県	24	11	0	35
	政令指定都市	10	2	2	14
	中核市	18	16	0	34
	その他	12	27	4	43
回答数 (件)	全体	50.8	44.4	4.8	100
	都道府県	68.6	31.4	0.0	100
	政令指定都市	71.4	14.3	14.3	100
	中核市	52.9	47.1	0.0	100
	その他	27.9	62.8	9.3	100

n = 126



教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問2〕〔質問1〕で「作成している」の場合、どのような項目を重視して作成していますか？

重視している項目を3つまで挙げてください。

n=125

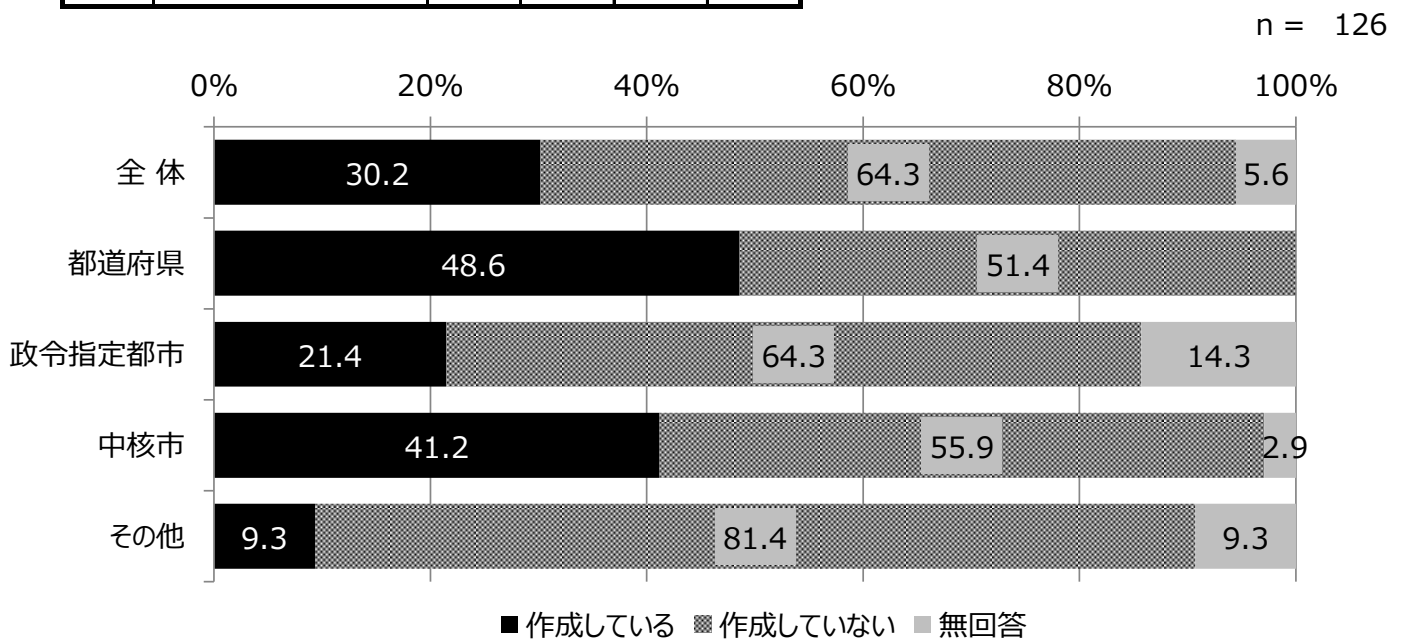
分類	件数	主な記載内容
安全管理	21件	保育所の安全対策について プール活動・水遊びを行う場合の安全対策（※当該項目以外は国要綱に準拠） 事故が発生した場合に関係機関への報告等、適切な対応を行っているか。 安全対策の徹底（事故の予防と安全管理、アレルギー対応、感染症の予防対策、防災体制の見直しと充実・強化）。 設備、物品、遊具等の安全管理がなされているか。 事故及び感染症等に備えた体制づくり及び職員の共通理解を図っているか。
保育内容	19件	保育の実施状況。 福祉サービスの質の向上。 一人一人の子どもの状況に配慮した保育が展開されているか。 保育内容 入所児童への処遇関係。
法令遵守	18件	入所定員及び居室定員の遵守 職員の適正配置及び適正な保育室の確保（保育園） 最低基準等の遵守状況の確認。 法令、通達等に定める基準の遵守。
運営管理	14件	法人の適正な運営確保 保育に関する基本方針が策定されているかなど、組織としての経営管理が適切であるか。 施設の運営管理の確保。 法人の本部運営の適正について
財務・会計	13件	経理事務が適切に処理されているか、運営費の使途が適切かについて。 補助金が適切な使途に使われているか。 私立保育所における財務管理状況の確認。
指導監査の方法	11件	指導監査の対象。指導監査の方法。改善報告、改善命令等。 一般指導監査から特別指導監査、改善勧告までを段階的に規定している。指導監査結果の公表を規定している。
災害対策	6件	非常災害対策。 防災対策の充実強化（災害時の保護者への対応周知、避難計画等）。
国の実施要綱に準拠	6件	国の要綱に準じて作成している。 国の要綱に準拠したものであり、特段の項目を重視するということはない。
感染症	3件	施設内感染症対策の充実
虐待防止	3件	児童に対する虐待防止に向けた取り組みが行われていること。
連携	3件	地域の関係機関との連携が図られているか。 保護者等との連携等。
苦情解決	2件	苦情解決の仕組みを作り、その手続きを明確にし、利用者に周知しているか。
その他	6件	乳幼児突然死症候群の防止・対策。 前回監査での指導事項等の改善状況等 これから作成予定。

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問3〕〔認可外保育施設の場合〕

国の「認可外保育施設指導監督の指針」（平成13年9月23日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙）とは別に、自治体独自の要綱等を作成していますか？

		作成している	作成していない	無回答	合計
回答数 (件)	全体	38	81	7	126
	都道府県	17	18	0	35
	政令指定都市	3	9	2	14
	中核市	14	19	1	34
	その他	4	35	4	43
回答率 (%)	全体	30.2	64.3	5.6	100
	都道府県	48.6	51.4	0.0	100
	政令指定都市	21.4	64.3	14.3	100
	中核市	41.2	55.9	2.9	100
	その他	9.3	81.4	9.3	100



教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問4〕〔質問3〕で「作成している」の場合、どのような項目を重視して作成していますか？

重視している項目を3つまで挙げてください。

n=57

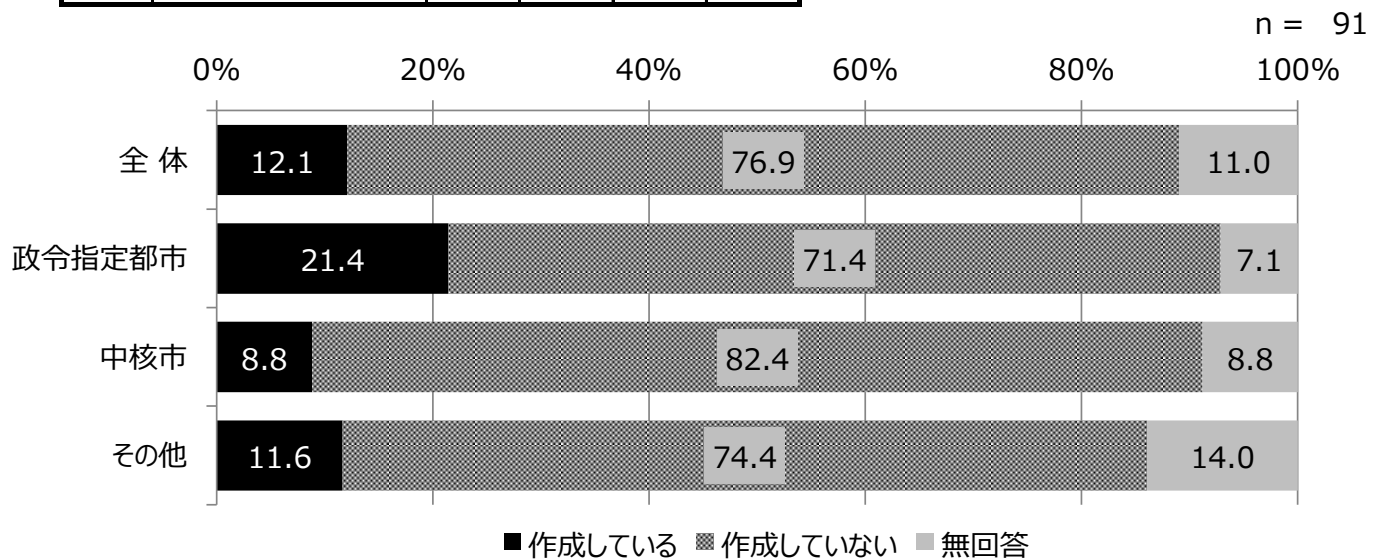
分類	件数	主な記載内容
指導監査の方法	9件	立入調査で安全・衛生等で問題のあった施設に対しての巡回訪問。 「問題を有すると認められる場合の指導監督」を「特別立入調査」という名称で調査の事前通告を行わず実施すると定義付けした。また、指導監督基準を満たす旨の証明書を交付する旨を追加した。 立入調査の実施計画とその手法について 指導監督を行う職員の姿勢（公平性の確保、形式的画一的な指導に陥らないよう留意すること）。
安全管理	8件	設備、物品、遊具等の安全管理がなされているか。 事故及び感染症等に備えた体制づくり及び職員の共通理解を図っているか。 事故が発生した場合に関係機関への報告等、適切な対応を行っているか。 健康・安全管理、災害防止の状況。
保育内容	8件	長期滞在児童についての措置。 保育内容 保育従事者の保育姿勢。
国の実施要綱に準拠	8件	国の指針に準じて作成している。 内容は国指針と同様。
職員状況	7件	育児に従事する者の数及び資格 保育に従事する者の資格と適正配置。
運営管理	5件	運営管理 適切な事業運営及び職員配置。
施設設備	5件	建物の構造等。 保育室等の構造設備及び必要面積。
衛生管理	2件	施設の衛生管理。
給食	2件	給食の実施状況。
法令遵守	2件	最低基準等の遵守状況の確認。
その他	2件	重視項目は特に設定していない。 会計経理

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問5〕〔地域型保育の場合〕〔市・区のみ〕

国の要綱や指針が未だだされていないことを前提に、独自の指針等を作成していますか？

		作成している	作成していない	無回答	合計
回答数 (件)	全体	11	70	10	91
	政令指定都市	3	10	1	14
	中核市	3	28	3	34
	その他	5	32	6	43
回答率 (%)	全体	12.1	76.9	11.0	100
	政令指定都市	21.4	71.4	7.1	100
	中核市	8.8	82.4	8.8	100
	その他	11.6	74.4	14.0	100



〔質問6〕〔質問5〕で「作成している」の場合、どのような項目を重視して作成していますか？

重視している項目を3つまで挙げてください。

n=19

分類	件数	主な記載内容
安全管理	5件	子どもの生命や安全を確保するために、設備や衛生などあらゆる面で対策が講じられているか。 安全対策の徹底。 児童の安全に係る事項。
指導監査の方法	4件	指導基準。実施方法。調査後の措置。 「実施方針」の中で重点事項を記載するため、要綱では指導の流れ、内容のみ記載している。
保育内容	3件	子どものための指導計画等を適切に作成し、計画に基づいた支援を実施しているか。 保育所保育指針に準じた保育を行っているか。
その他	7件	苦情解決の仕組みを作り、その手続きを明確にし、利用者に周知しているか。 補助金が適切な使途に使われているか。 職員配置。 保育所のチェックリストを準用している 運営基準の遵守。

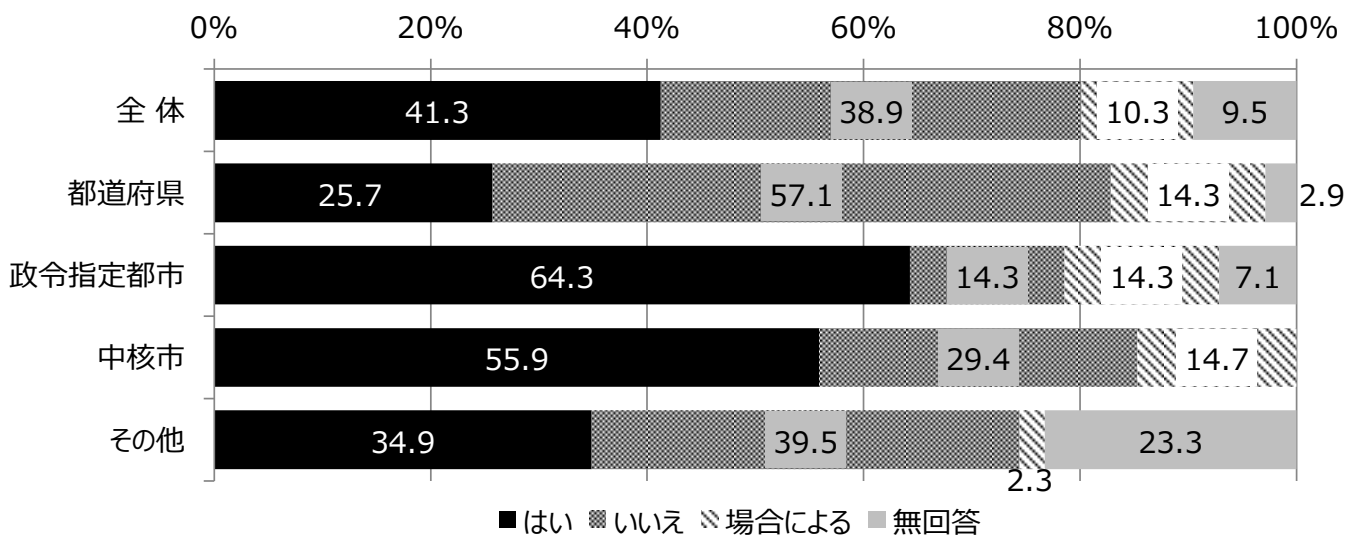
教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問7〕指導監査に専門職が同行していますか？

a) 認可保育所の場合

		はい	いいえ	場合による	無回答	合計
回答数 (件)	全体	52	49	13	12	126
	都道府県	9	20	5	1	35
	政令指定都市	9	2	2	1	14
	中核市	19	10	5	0	34
	その他	15	17	1	10	43
回答率 (%)	全体	41.3	38.9	10.3	9.5	100
	都道府県	25.7	57.1	14.3	2.9	100
	政令指定都市	64.3	14.3	14.3	7.1	100
	中核市	55.9	29.4	14.7	0.0	100
	その他	34.9	39.5	2.3	23.3	100

n = 126

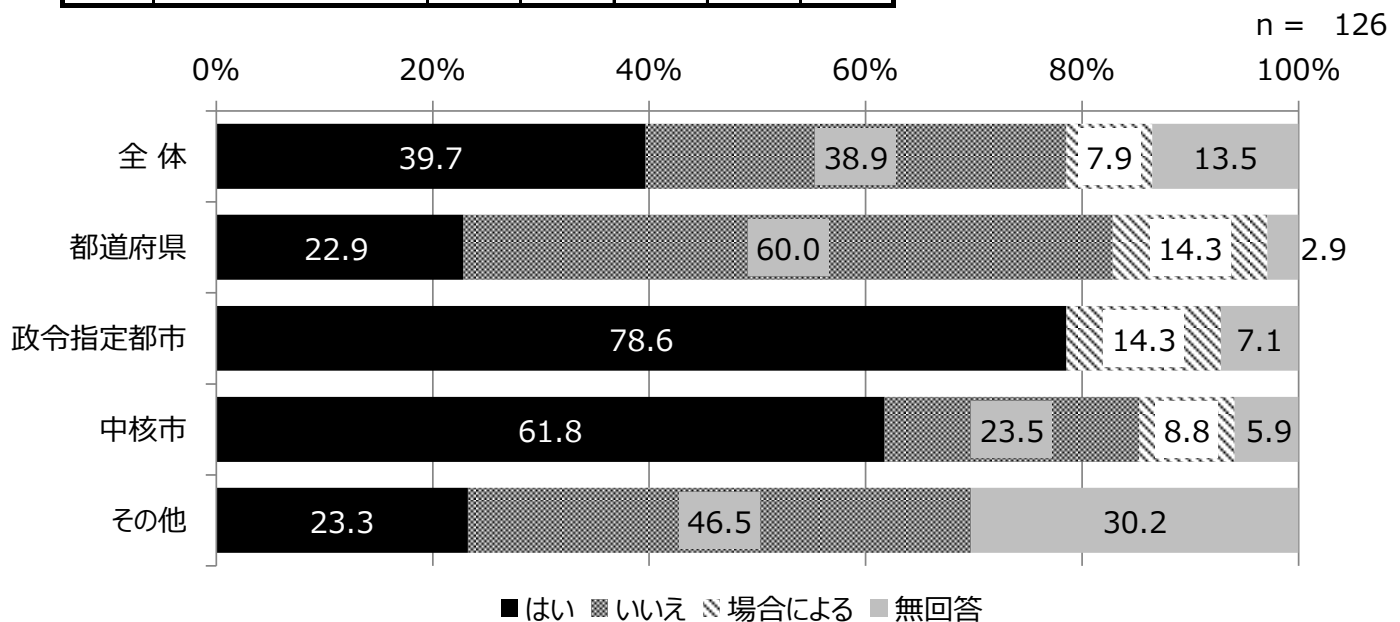


n=11

場合による：どのようなケースか
給食の指導として栄養士が同行
職員配置により固定化はされていない。
指摘事項が多い施設等
経理事務の監査に専門職の見識を必要とする場合
課題があり継続して指導している施設や苦情や告発等がある施設等。
専門職員の希望
保育内容や給食、衛生管理等の指導を行う場合。
専門的な知識が必要な場合。
民間保育所
きめ細かな指導が必要と思われる場合、課題が多いと思われる場合。
2～3年に1回

b) 認可外保育施設の場合

		はい	いいえ	場合による	無回答	合計
回答数 (件)	全体	50	49	10	17	126
	都道府県	8	21	5	1	35
	政令指定都市	11	0	2	1	14
	中核市	21	8	3	2	34
	その他	10	20	0	13	43
回答率 (%)	全体	39.7	38.9	7.9	13.5	100
	都道府県	22.9	60.0	14.3	2.9	100
	政令指定都市	78.6	0.0	14.3	7.1	100
	中核市	61.8	23.5	8.8	5.9	100
	その他	23.3	46.5	0.0	30.2	100

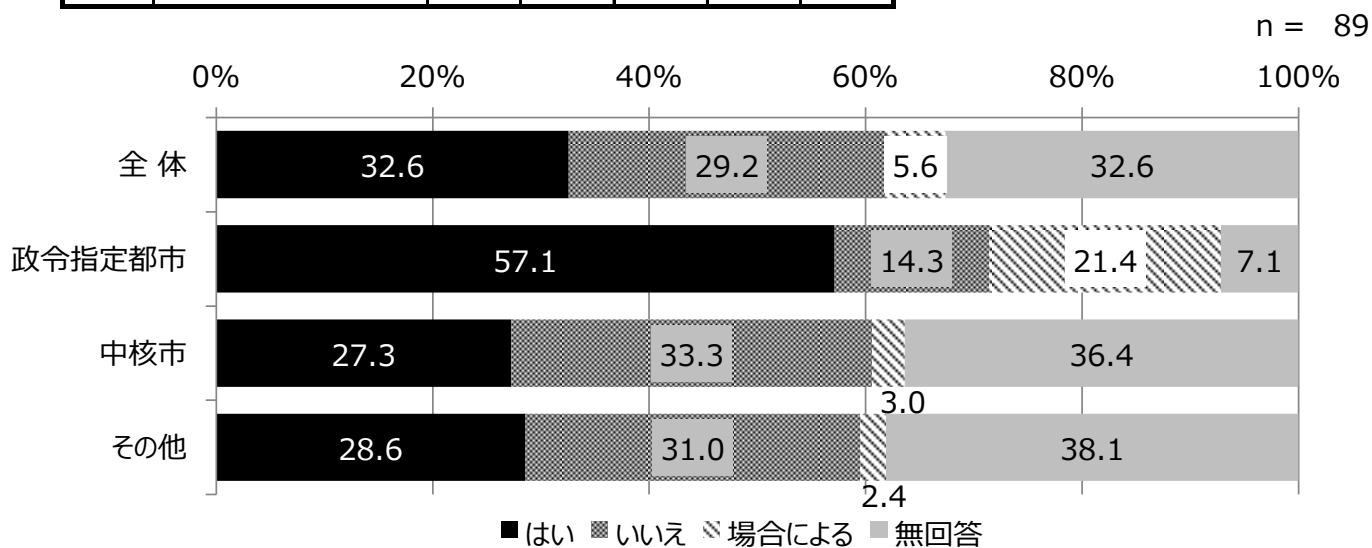


n=9

場合による：どのようなケースか
職員配置により固定化はされていない。
指摘事項が多い施設等
各市町村に権限移譲しているため市町村の体制による。
課題があり継続して指導している施設や苦情や告発等がある施設等。
全体のスケジュールの中で、いち班員として編成される。
保育内容や給食、衛生管理等の指導を行う場合。
補助金の交付に関する調査は必要に応じて行うが、指導監査は実施していない。
きめ細かな指導が必要と思われる場合、課題が多いと思われる場合。
4年に1回

c) 地域型保育の場合【市・区のみ】

		はい	いいえ	場合による	無回答	合計
回答数 (件)	全体	29	26	5	29	89
	政令指定都市	8	2	3	1	14
	中核市	9	11	1	12	33
	その他	12	13	1	16	42
回答率 (%)	全体	32.6	29.2	5.6	32.6	100
	政令指定都市	57.1	14.3	21.4	7.1	100
	中核市	27.3	33.3	3.0	36.4	100
	その他	28.6	31.0	2.4	38.1	100



n=4

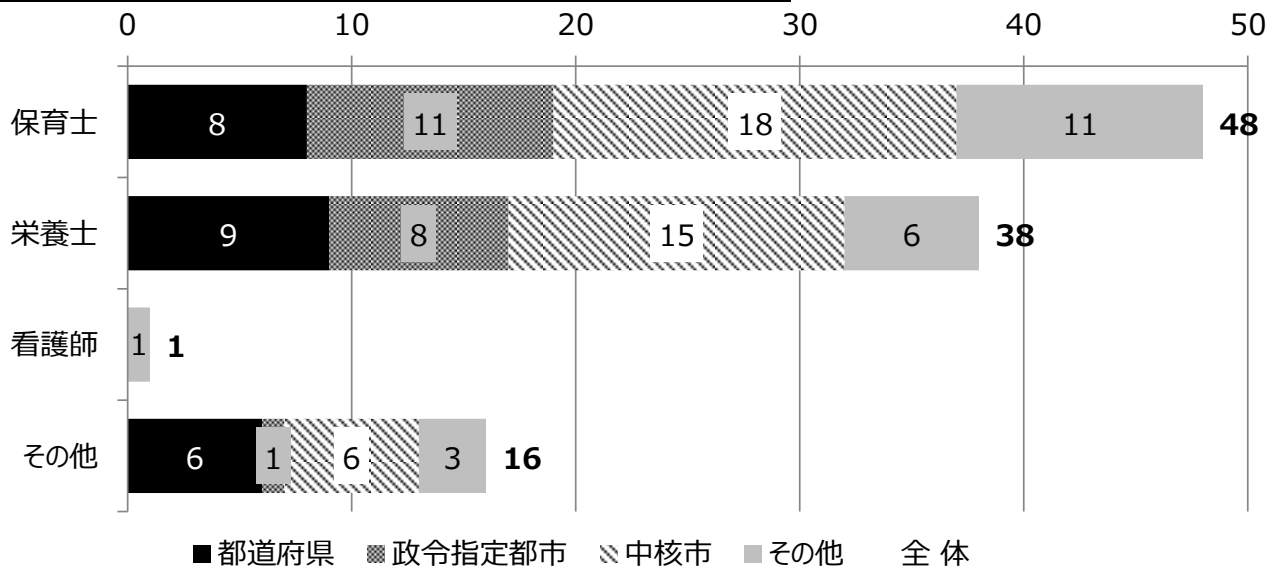
場合による：どのようなケースか
専門的な知識が必要な場合。
きめ細かな指導が必要と思われる場合、課題が多いと思われる場合。
現在検討中（計2件）

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問8〕〔質問7〕で「専門職が同行している場合」、その職種はなんですか？（複数回答）

a) 認可保育所の場合

		保育士	栄養士	看護師	その他	回答数
回答数 (件)	全体	48	38	1	16	65
	都道府県	8	9	0	6	14
	政令指定都市	11	8	0	1	11
	中核市	18	15	0	6	24
	その他	11	6	1	3	16
回答率 (%)	全体	73.8	58.5	1.5	24.6	-
	都道府県	57.1	64.3	0.0	42.9	-
	政令指定都市	100	72.7	0.0	9.1	-
	中核市	75.0	62.5	0.0	25.0	-
	その他	68.8	37.5	6.3	18.8	-

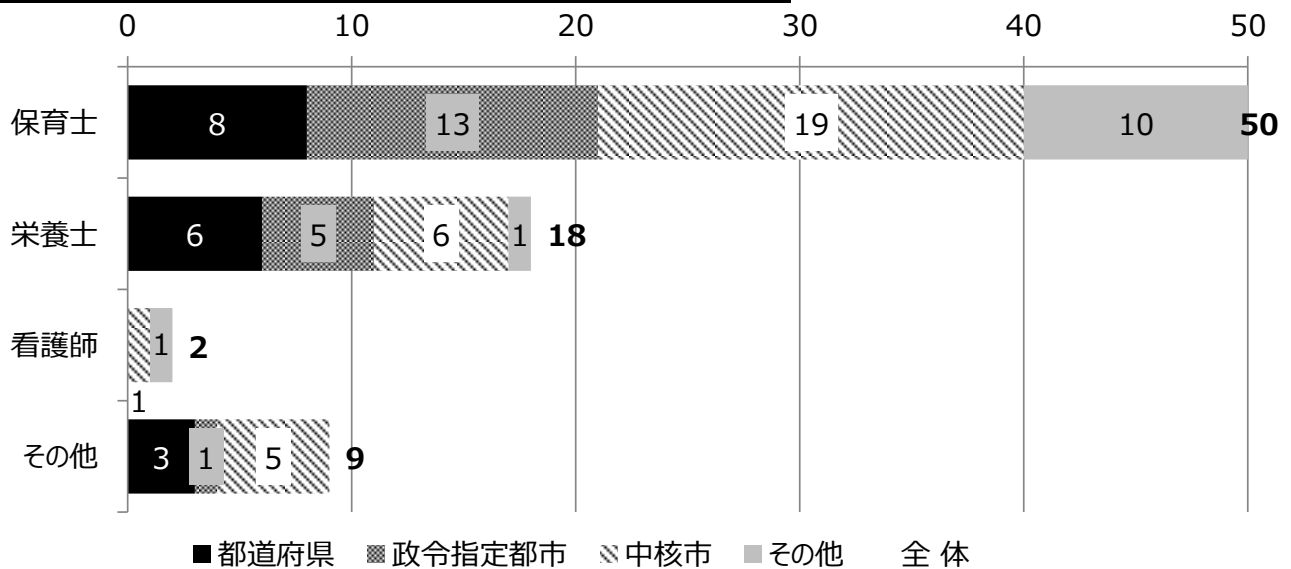


n=15

その他の記載内容
保健師（計5件）
保育士、幼稚園教諭
幼保指導員（保育士資格を有する非常勤職員）
元幼稚園長
指導主事
保健所栄養士（健康増進法に基づく）
会計経理について専門的知識・経験を有するもの。
公認会計士（計3件）
税理士（計2件）
社労士

b) 認可外保育施設の場合

		保育士	栄養士	看護師	その他	回答数
回答数 (件)	全体	50	18	2	9	59
	都道府県	8	6	0	3	12
	政令指定都市	13	5	0	1	13
	中核市	19	6	1	5	24
	その他	10	1	1	0	10
回答率 (%)	全体	84.7	30.5	3.4	15.3	-
	都道府県	66.7	50.0	0.0	25.0	-
	政令指定都市	100	38.5	0.0	7.7	-
	中核市	79.2	25.0	4.2	20.8	-
	その他	100	10.0	10.0	0.0	-



n=9

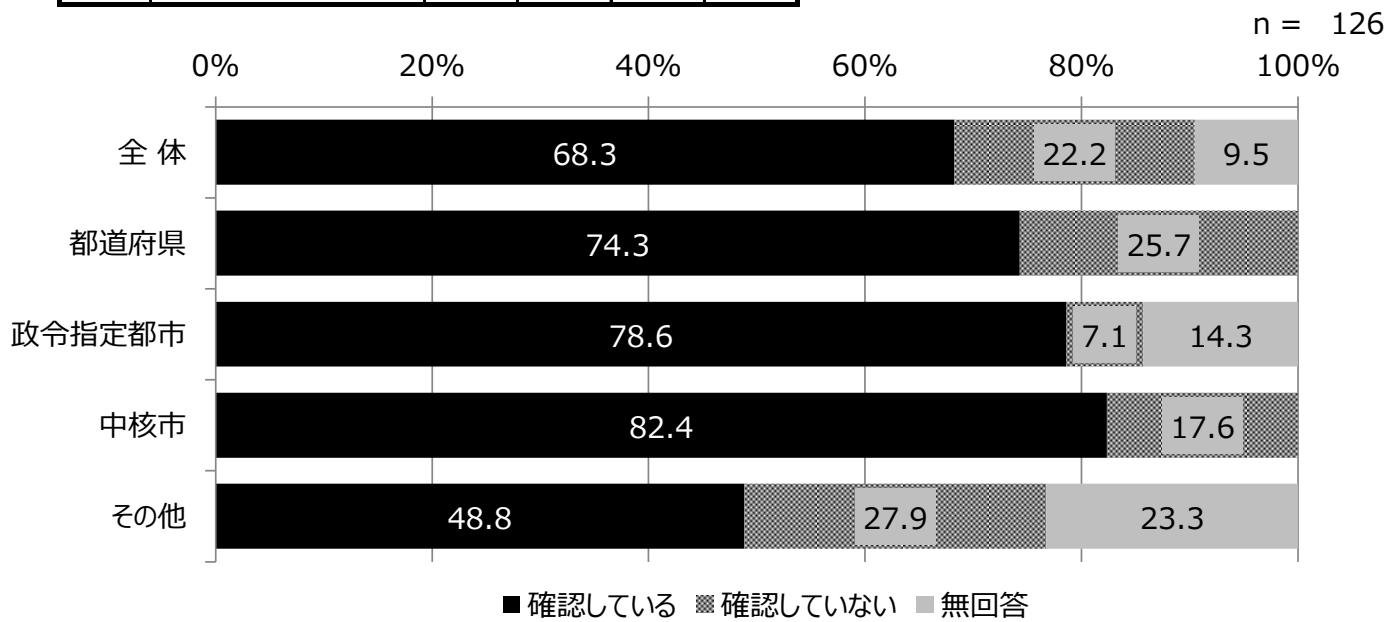
その他の記載内容
保健師 (計4件)
保育士、幼稚園教諭
幼保指導員 (保育士資格を有する非常勤職員)
指導主事
栄養士は、調理および調乳等を行っている施設のみ同行
地方単独保育施設及び地域型保育は、数年に1回栄養士が同行

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問9〕一般監査、通常の立入調査の際、当該施設に「事故予防ガイドライン」「事故対応マニュアル」があるかどうか、確認をしていますか？

a) 認可保育所の場合

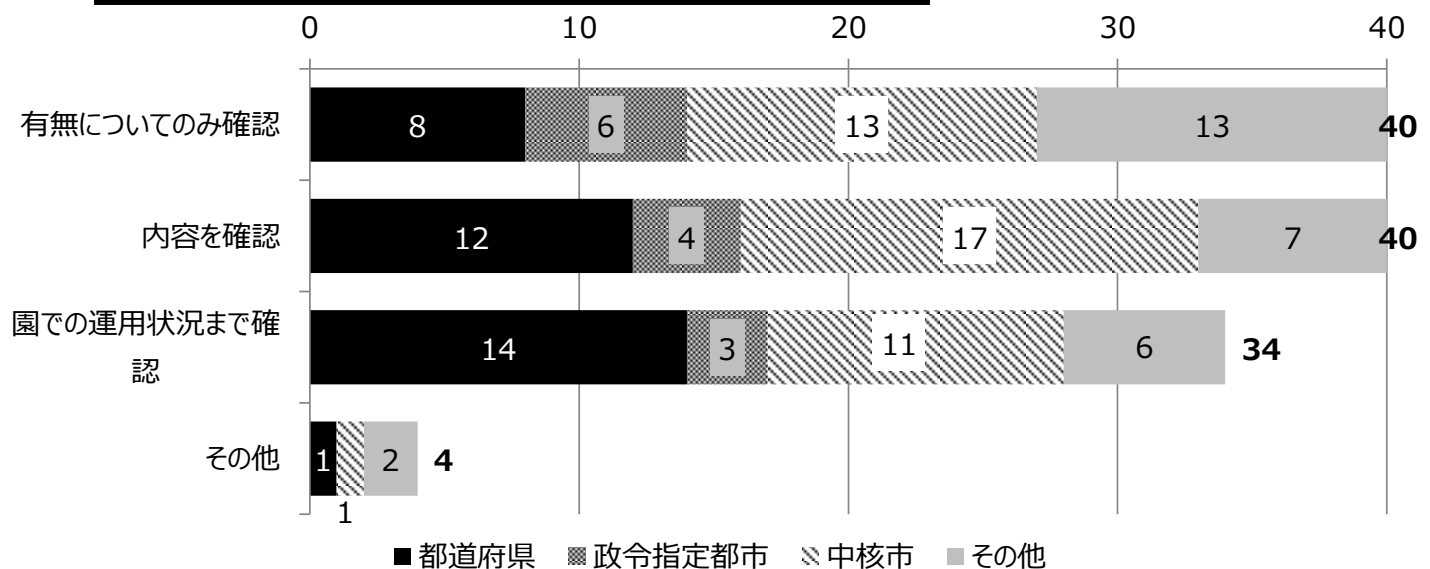
		確認している	確認していない	無回答	合計
回答数 (件)	全体	86	28	12	126
	都道府県	26	9	0	35
	政令指定都市	11	1	2	14
	中核市	28	6	0	34
	その他	21	12	10	43
回答率 (%)	全体	68.3	22.2	9.5	100
	都道府県	74.3	25.7	0.0	100
	政令指定都市	78.6	7.1	14.3	100
	中核市	82.4	17.6	0.0	100
	その他	48.8	27.9	23.3	100



教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

【確認方法】（複数回答）

		確 有 認 無 に つ い て の み	内 容 を 確 認	で 園 で の 運 用 状 況 ま で 確 認	そ の 他	回 答 数
回答数 (件)	全体	40	40	34	4	83
	都道府県	8	12	14	1	26
	政令指定都市	6	4	3	0	10
	中核市	13	17	11	1	28
	その他	13	7	6	2	19
回答率 (%)	全体	48.2	48.2	41.0	4.8	—
	都道府県	30.8	46.2	53.8	3.8	—
	政令指定都市	60.0	40.0	30.0	0.0	—
	中核市	46.4	60.7	39.3	3.6	—
	その他	68.4	36.8	31.6	10.5	—

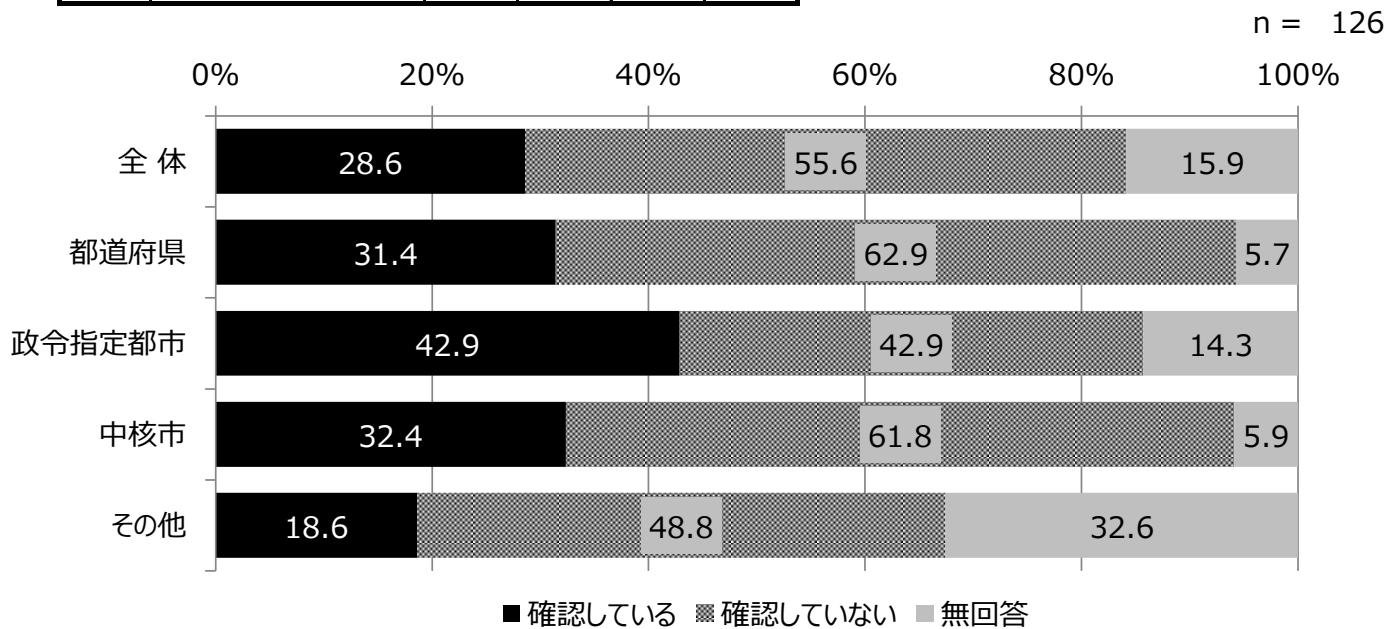


n=5

その他の記載内容
「事故予防ガイドライン」「事故対応マニュアル」を載せている「保育所運営管理の手引き」を全施設へ配布・周知。監査時は「安全チェックリスト」や「事故等発生記録簿」で確認している。
事故報告書の内容を確認するとともに、重大事故発生時の県への報告を依頼。
設置認可申請時
平成27年4月、各園に配布
有無と概要、運用の聞き取り

b) 認可外保育施設の場合

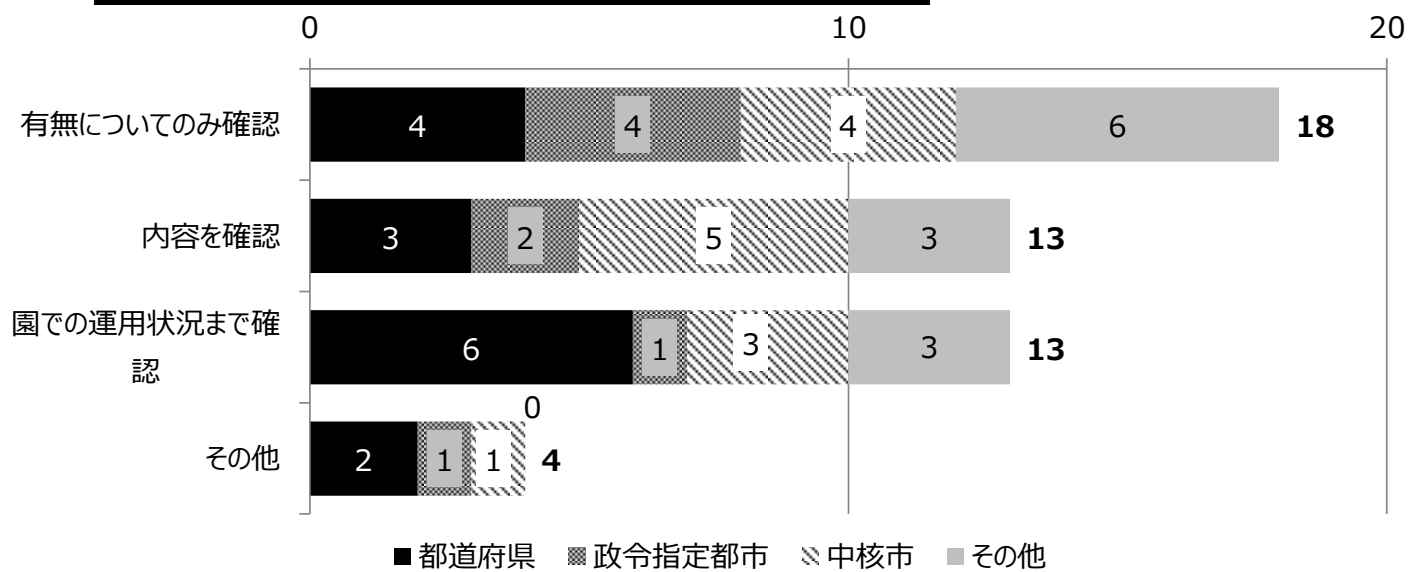
		確認している	確認していない	無回答	合計
回答数 (件)	全体	36	70	20	126
	都道府県	11	22	2	35
	政令指定都市	6	6	2	14
	中核市	11	21	2	34
	その他	8	21	14	43
回答率 (%)	全体	28.6	55.6	15.9	100
	都道府県	31.4	62.9	5.7	100
	政令指定都市	42.9	42.9	14.3	100
	中核市	32.4	61.8	5.9	100
	その他	18.6	48.8	32.6	100



教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

【確認方法】（複数回答）

		確 認 無 に つ い て の み	内 容 を 確 認	で 園 で の 運 用 状 況 ま で 確 認	そ の 他	回 答 数
回答数 (件)	全体	18	13	13	4	34
	都道府県	4	3	6	2	11
	政令指定都市	4	2	1	1	6
	中核市	4	5	3	1	10
	その他	6	3	3	0	7
回答率 (%)	全体	52.9	38.2	38.2	11.8	-
	都道府県	36.4	27.3	54.5	18.2	-
	政令指定都市	66.7	33.3	16.7	16.7	-
	中核市	40.0	50.0	30.0	10.0	-
	その他	85.7	42.9	42.9	0.0	-



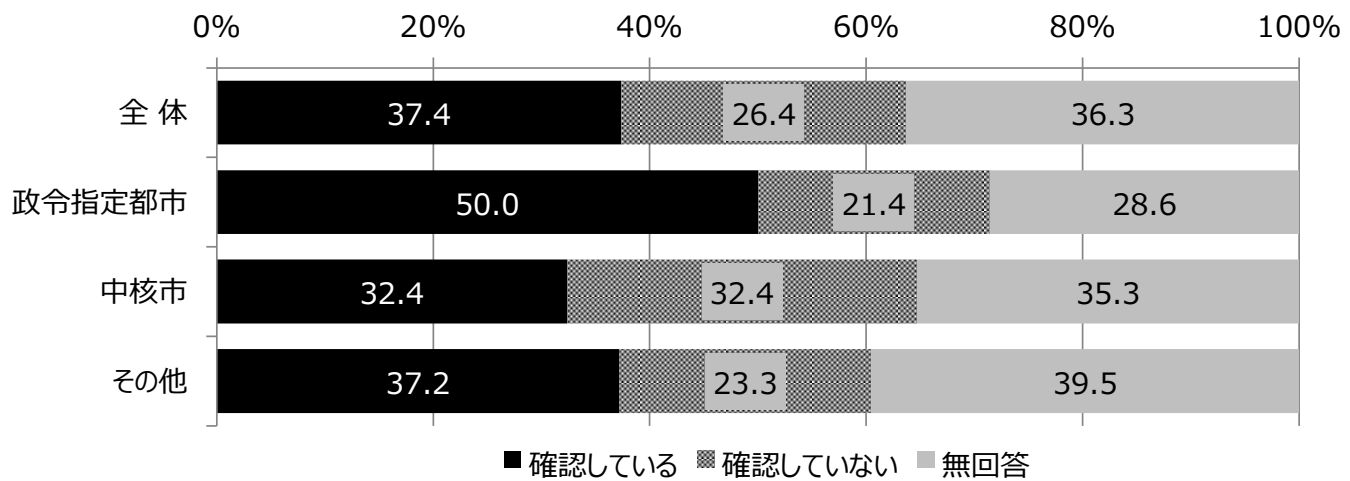
n=3

その他の記載内容
事故報告書の内容を確認するとともに、重大事故発生時の県への報告を依頼。
プール活動・水遊びを行う場合のマニュアルの有無・内容・運用状況
緊急時の連絡網や連絡先の確認

c) 地域型保育の場合【市・区のみ】

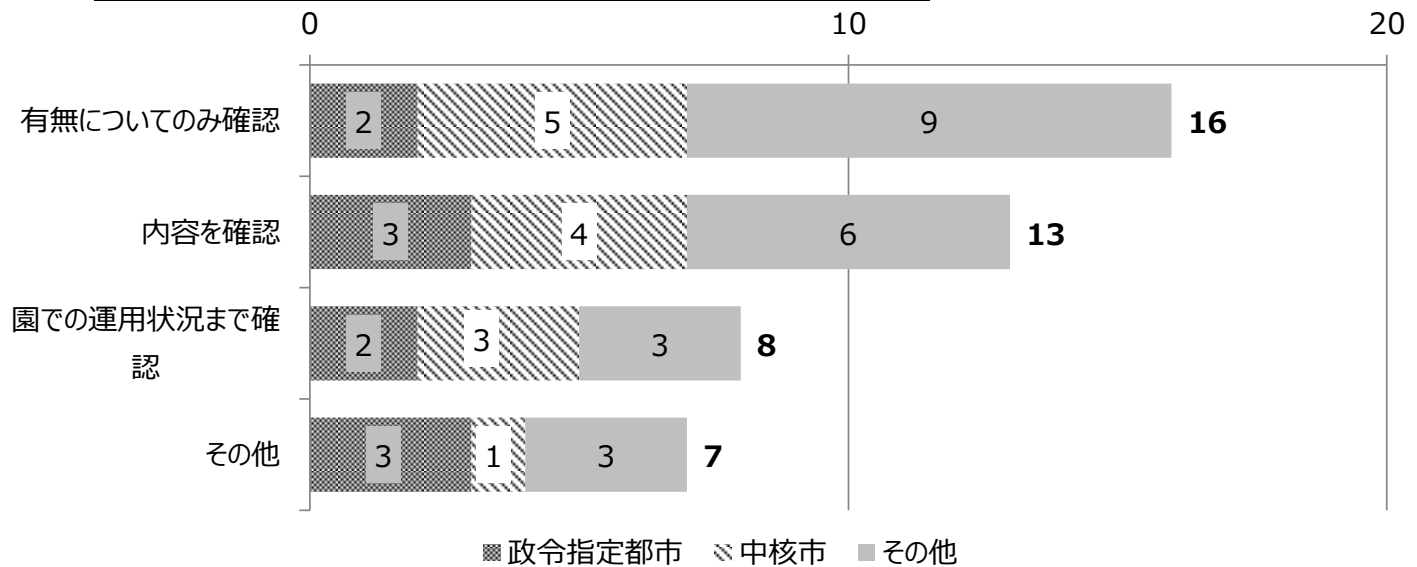
		確認している	確認していない	無回答	合計
回答数 (件)	全体	34	24	33	91
	政令指定都市	7	3	4	14
	中核市	11	11	12	34
	その他	16	10	17	43
回答率 (%)	全体	37.4	26.4	36.3	100
	政令指定都市	50.0	21.4	28.6	100
	中核市	32.4	32.4	35.3	100
	その他	37.2	23.3	39.5	100

n = 91



【確認方法】（複数回答）

		有無についてのみ確認	内容を確認	で園での運用状況まで確認	その他	回答数
回答数 (件)	全体	16	13	8	7	34
	政令指定都市	2	3	2	3	8
	中核市	5	4	3	1	11
	その他	9	6	3	3	15
回答率 (%)	全体	47.1	38.2	23.5	20.6	-
	政令指定都市	25.0	37.5	25.0	37.5	-
	中核市	45.5	36.4	27.3	9.1	-
	その他	60.0	40.0	20.0	20.0	-



n=7

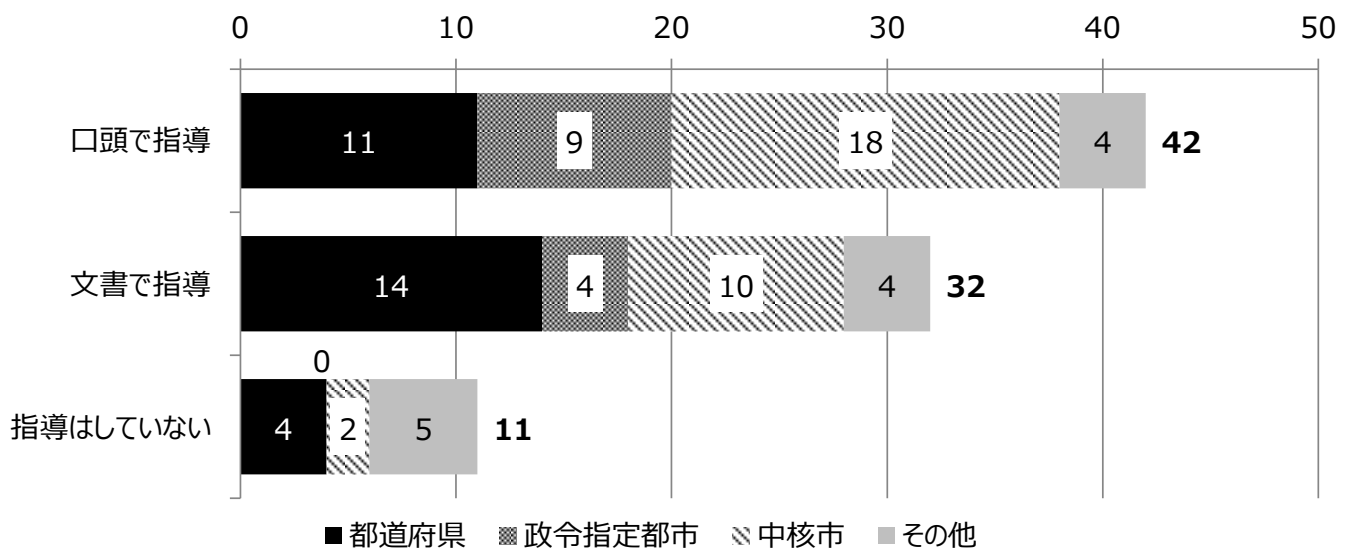
その他の記載内容
指導監査は1月から実施。今後確認予定。
設置認可申請時
確認方法未定。国の要綱に準じる。
有無と概要、運用の聞き取り
現在検討中
今後実施予定。
立入調査未実施（認可の際確認）

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問10〕〔質問9〕で確認した結果、「マニュアル等がない」場合はどのように指導していますか？（複数回答）

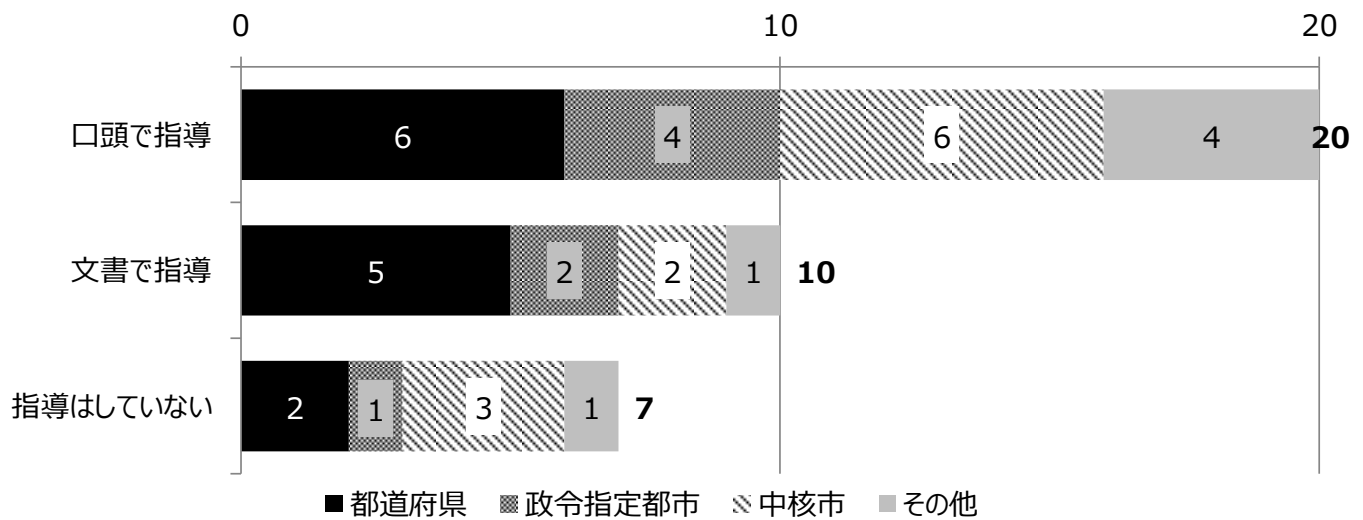
a) 認可保育所の場合

		文書で指導	口頭で指導	指導はしていない	回答数
回答数 (件)	全体	32	42	11	83
	都道府県	14	11	4	26
	政令指定都市	4	9	0	11
	中核市	10	18	2	27
	その他	4	4	5	19
回答率 (%)	全体	38.6	50.6	13.3	-
	都道府県	53.8	42.3	15.4	-
	政令指定都市	36.4	81.8	0.0	-
	中核市	37.0	66.7	7.4	-
	その他	21.1	21.1	26.3	-



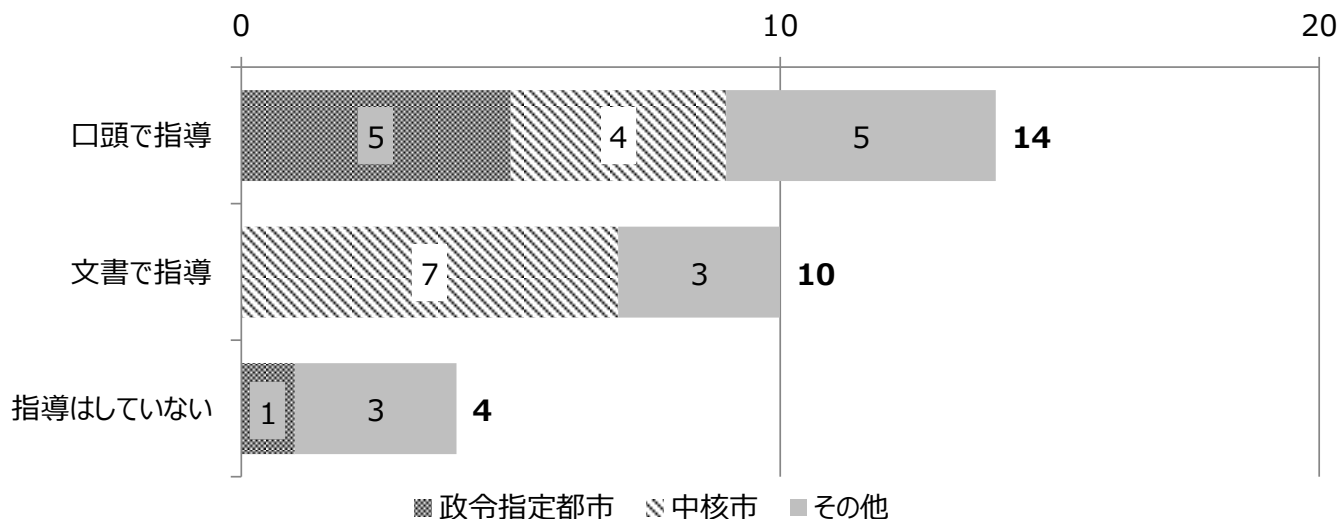
b) 認可外保育施設の場合

		文書で指導	口頭で指導	指導はしていない	回答数
回答数 (件)	全体	10	20	7	33
	都道府県	5	6	2	11
	政令指定都市	2	4	1	5
	中核市	2	6	3	10
	その他	1	4	1	7
回答率 (%)	全体	30.3	60.6	21.2	-
	都道府県	45.5	54.5	18.2	-
	政令指定都市	40.0	80.0	20.0	-
	中核市	20.0	60.0	30.0	-
	その他	14.3	57.1	14.3	-



c) 地域型保育の場合【市・区のみ】

		文書で指導	口頭で指導	指導はしていない	回答数
回答数 (件)	全体	10	14	4	30
	政令指定都市	0	5	1	6
	中核市	7	4	0	9
	その他	3	5	3	15
回答率 (%)	全体	33.3	46.7	13.3	-
	政令指定都市	0.0	83.3	16.7	-
	中核市	77.8	44.4	0.0	-
	その他	20.0	33.3	20.0	-



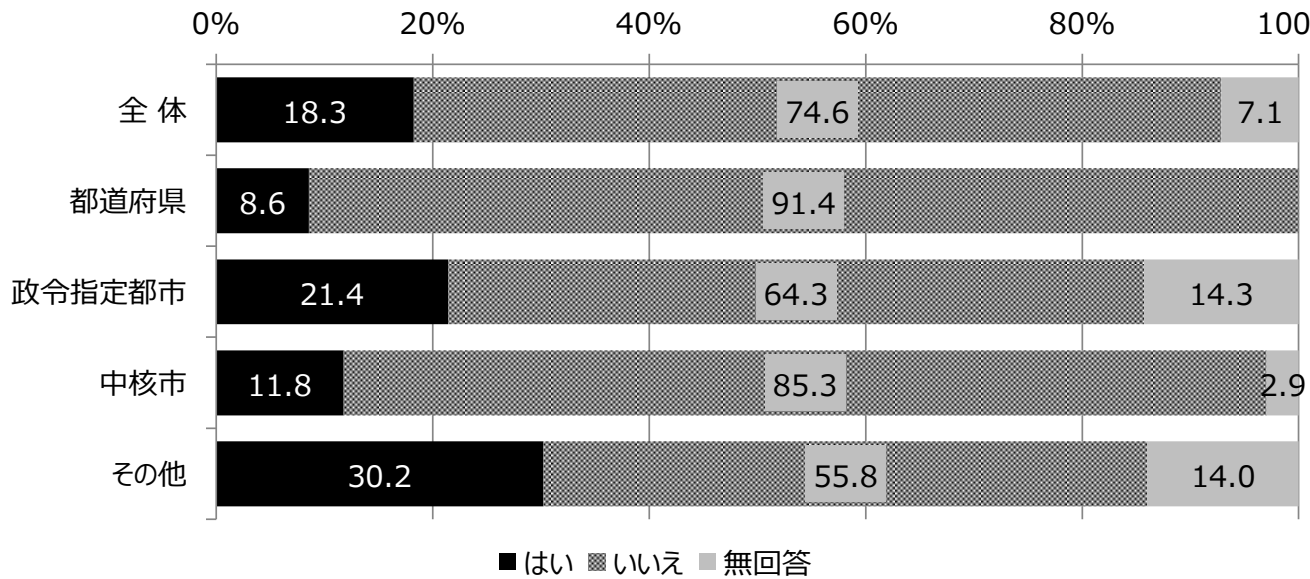
2.巡回指導について

〔質問1〕一般指導監査、通常の立入調査以外の機会に巡回指導を行っていますか？

a) 認可保育所の場合

		はい	いいえ	無回答	合計
回答数 (件)	全体	23	94	9	126
	都道府県	3	32	0	35
	政令指定都市	3	9	2	14
	中核市	4	29	1	34
	その他	13	24	6	43
回答率 (%)	全体	18.3	74.6	7.1	100
	都道府県	8.6	91.4	0.0	100
	政令指定都市	21.4	64.3	14.3	100
	中核市	11.8	85.3	2.9	100
	その他	30.2	55.8	14.0	100

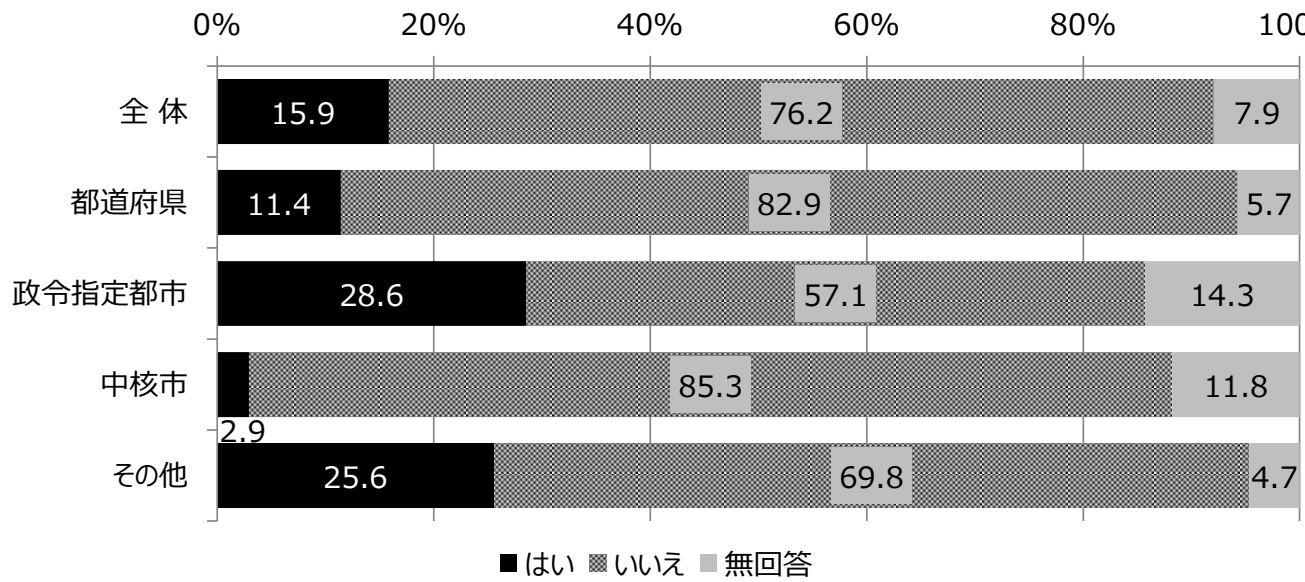
n = 126



b) 認可外保育施設の場合

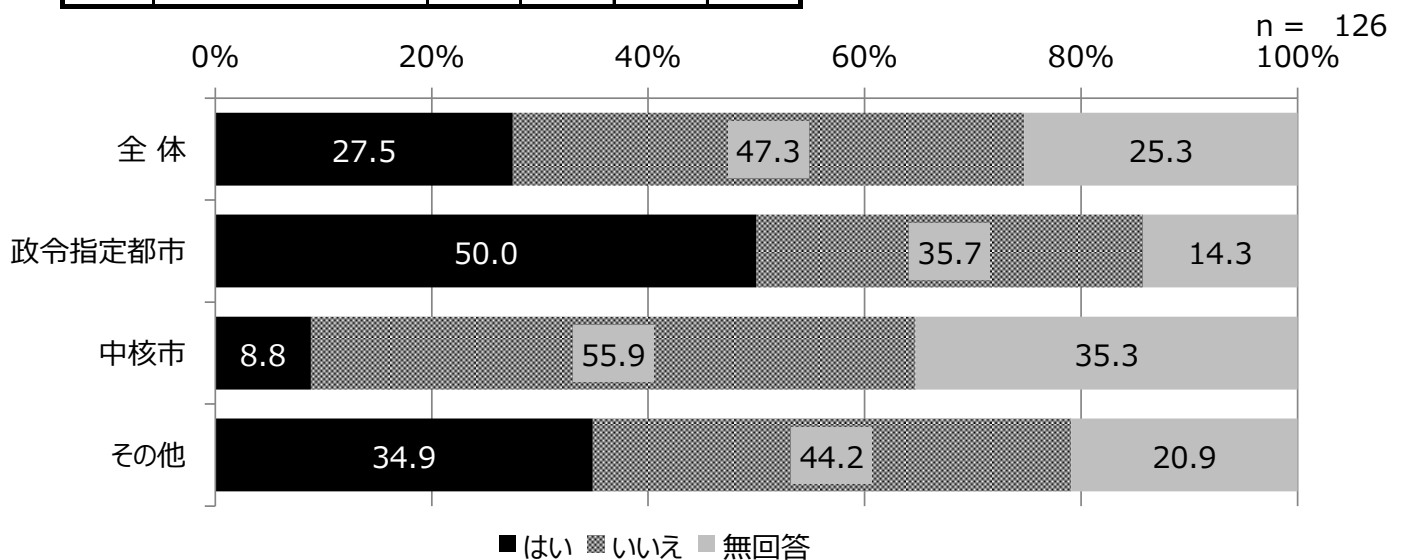
		はい	いいえ	無回答	合計
回答数 (件)	全体	20	96	10	126
	都道府県	4	29	2	35
	政令指定都市	4	8	2	14
	中核市	1	29	4	34
	その他	11	30	2	43
回答率 (%)	全体	15.9	76.2	7.9	100
	都道府県	11.4	82.9	5.7	100
	政令指定都市	28.6	57.1	14.3	100
	中核市	2.9	85.3	11.8	100
	その他	25.6	69.8	4.7	100

n = 126



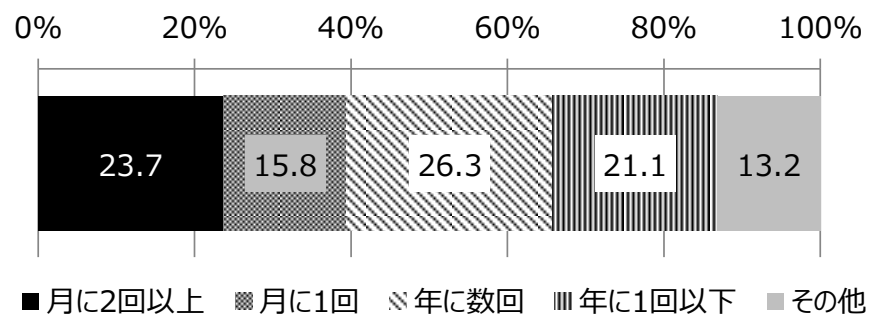
c) 地域型保育の場合【市・区のみ】

		はい	いいえ	無回答	合計
回答数 (件)	全体	25	43	23	91
	政令指定都市	7	5	2	14
	中核市	3	19	12	34
	その他	15	19	9	43
回答率 (%)	全体	27.5	47.3	25.3	100
	政令指定都市	50.0	35.7	14.3	100
	中核市	8.8	55.9	35.3	100
	その他	34.9	44.2	20.9	100



〔質問2〕〔質問1〕で「はい（巡回指導を行っている）」の場合、どのくらいの頻度で実施していますか？

	回答数 (件)	回答率 (%)
月に2回以上	9	23.7
月に1回	6	15.8
年に数回	10	26.3
年に1回以下	8	21.1
その他	5	13.2
合計	38	100



n=5

その他の記載内容
認可保育所は2か月に1回、地域型は1ヶ月1回
必要な際にその都度。
毎年（認可外の事業所内保育施設は2年に1回）
8年に1回
私立認可保育園は年1回。公立（運營業務委託）園は月1～2回。家庭的保育者・小規模保育事業者は年3回。認証保育所・保育室は年2回。

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問3〕〔質問1〕で「はい（巡回指導を行っている）」の場合、重視している項目を3つまで挙げてください。

n=103

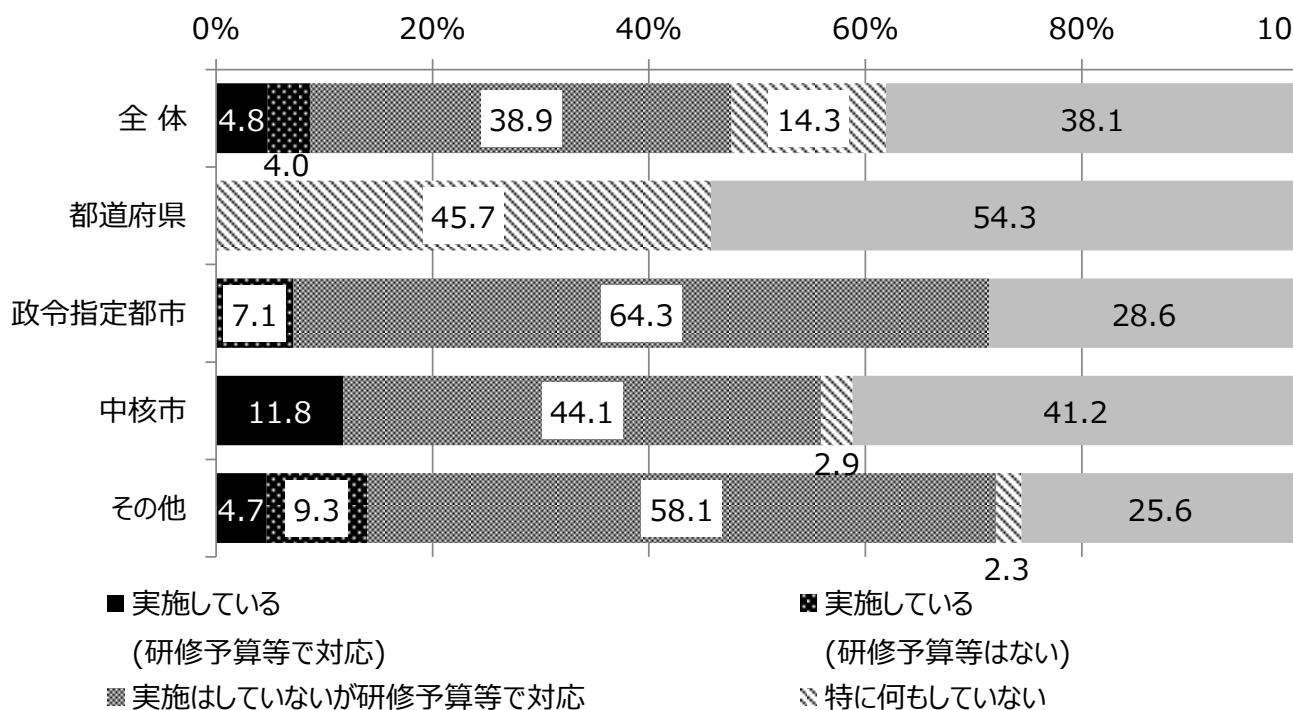
分類	件数	主な記載内容
安全管理	25件	食物アレルギー児童の緊急時の対応。 園内の見回りによる危険箇所のチェックと指導 保育士の子どもの見守り時の位置・視点等について指導。 担当保育者・・・ヒヤリハットの記録、全保育者・・・事故発生の要因分析、再発防止策の確定。 事故報告に基づく改善状況の確認と指導 安全に配慮した保育が実施されているか。
保育内容	24件	子どもが叱咤の際の動きを身に付け、身体感覚のコントロール、敏捷性の体得ができるよう運動を生活に組み込む。 保育の計画と記録。 保育の計画や振り返りの状況確認。 保育の内容、保育士の関わり方など保育に関すること。 市町村が行う計画訪問等に同行し指導助言。市町村が行う保育の質の向上のための研修事業等を支援。
職員	11件	保育に従事する者の数及び資格。 職員体制、勤務時間の確認。 保育者の健康状態。 職員配置。
衛生管理	8件	園舎内外の衛生管理。 園内外の清潔感や衛生面等の環境。 調理に関する衛生管理の確認。
運営管理	7件	保育関係諸帳簿（児童票、指導計画等）の作成・記録等の指導・助言。 必要な書類等があり、記述も適切であるか等（適切な運営がなされているか） 私立保育所については、障害等配慮が必要な子どもの発達指導およびクラス運営。
児童の状況	6件	子どもの表情や職員の表情が生き生きしているか等。 子どもの基本的な生活習慣が守られているか。
各種支援	5件	日頃の保育の悩みや疑問に対するサポート。 保育の参考となる資料等の情報提供。 公立保育所については、保育環境や保育士の人事面も含めた課題の聞き取り。
施設設備	5件	設備の安全性が保たれているか。 施設の安全管理
保護者対応	3件	保護者対応。
教育研修	2件	研修の実施状況。
その他	5件	保育者の責任分野の明確化、個別児童への配慮点の明確化と、その職員間での共有。 住民からの情報提供の確認。 巡回支援員と事業者・保育士との関係づくり。

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問4〕巡回指導担当者に事故予防に関する研修は実施していますか？

		(実施している 研修予算等で対応)	(実施している 研修予算等はない)	実施はしていないが 研修予算等で対応	特に何もしていない	無回答	合計
回答数 (件)	全体	6	5	49	18	48	126
	都道府県	0	0	0	16	19	35
	政令指定都市	0	1	9	0	4	14
	中核市	4	0	15	1	14	34
	その他	2	4	25	1	11	43
回答率 (%)	全体	4.8	4.0	38.9	14.3	38.1	100
	都道府県	0.0	0.0	0.0	45.7	54.3	100
	政令指定都市	0.0	7.1	64.3	0.0	28.6	100
	中核市	11.8	0.0	44.1	2.9	41.2	100
	その他	4.7	9.3	58.1	2.3	25.6	100

n = 126

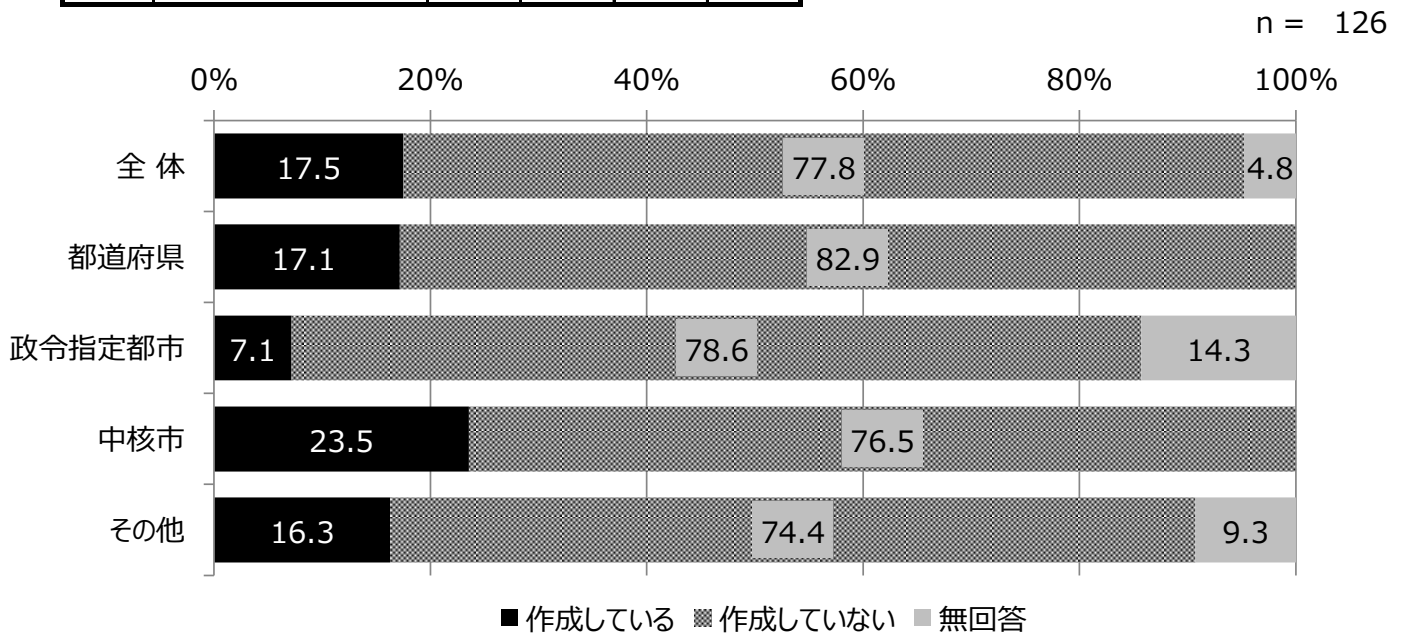


3.指導監査（特別指導監査）、指導監督（特別立入調査）について

〔質問1〕【認可保育所の場合】

国の「児童福祉行政指導監査実施要綱」（平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知別紙）に規定する特別監査の実施に関して、一般指導監査とは別に、自治体独自の要綱・指針を作成していますか？

		作成している	作成していない	無回答	合計
回答数 (件)	全体	22	98	6	126
	都道府県	6	29	0	35
	政令指定都市	1	11	2	14
	中核市	8	26	0	34
	その他	7	32	4	43
回答率 (%)	全体	17.5	77.8	4.8	100
	都道府県	17.1	82.9	0.0	100
	政令指定都市	7.1	78.6	14.3	100
	中核市	23.5	76.5	0.0	100
	その他	16.3	74.4	9.3	100



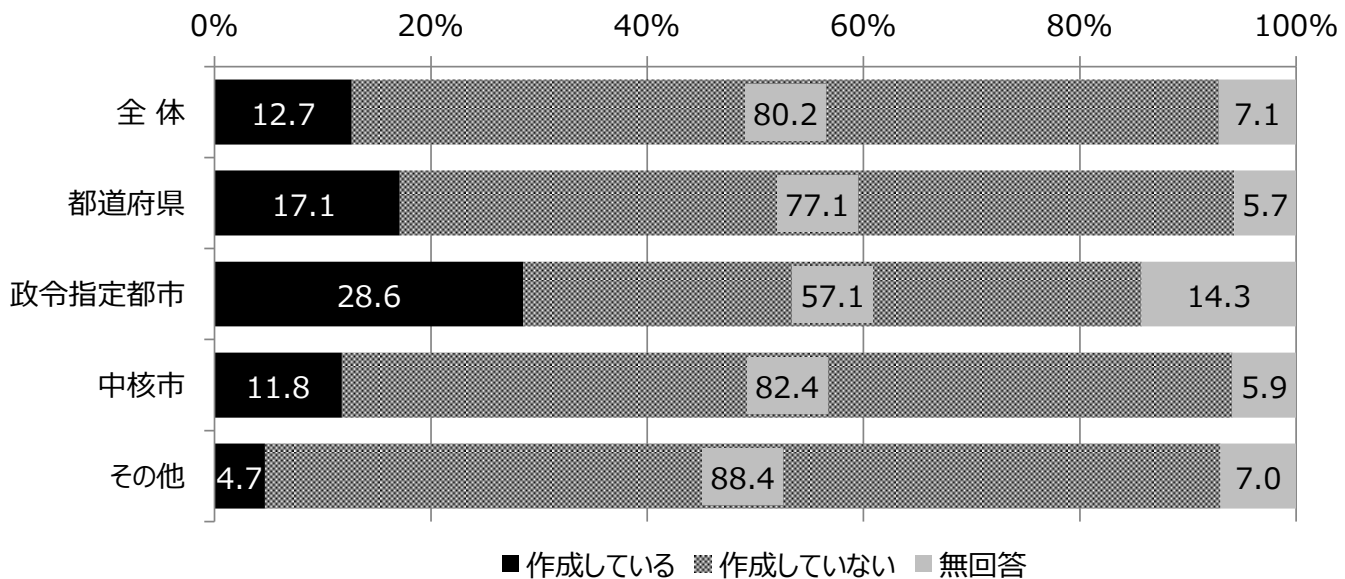
教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問2〕〔認可外保育施設の場合〕

国の「認可外保育施設指導監督の指針」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙）に規定する特別立入調査の実施に関して、一般監査とは別に、自治体独自の要綱・指針等を作成してい

		作成している	作成していない	無回答	合計
回答数 (件)	全体	16	101	9	126
	都道府県	6	27	2	35
	政令指定都市	4	8	2	14
	中核市	4	28	2	34
	その他	2	38	3	43
回答率 (%)	全体	12.7	80.2	7.1	100
	都道府県	17.1	77.1	5.7	100
	政令指定都市	28.6	57.1	14.3	100
	中核市	11.8	82.4	5.9	100
	その他	4.7	88.4	7.0	100

n = 126

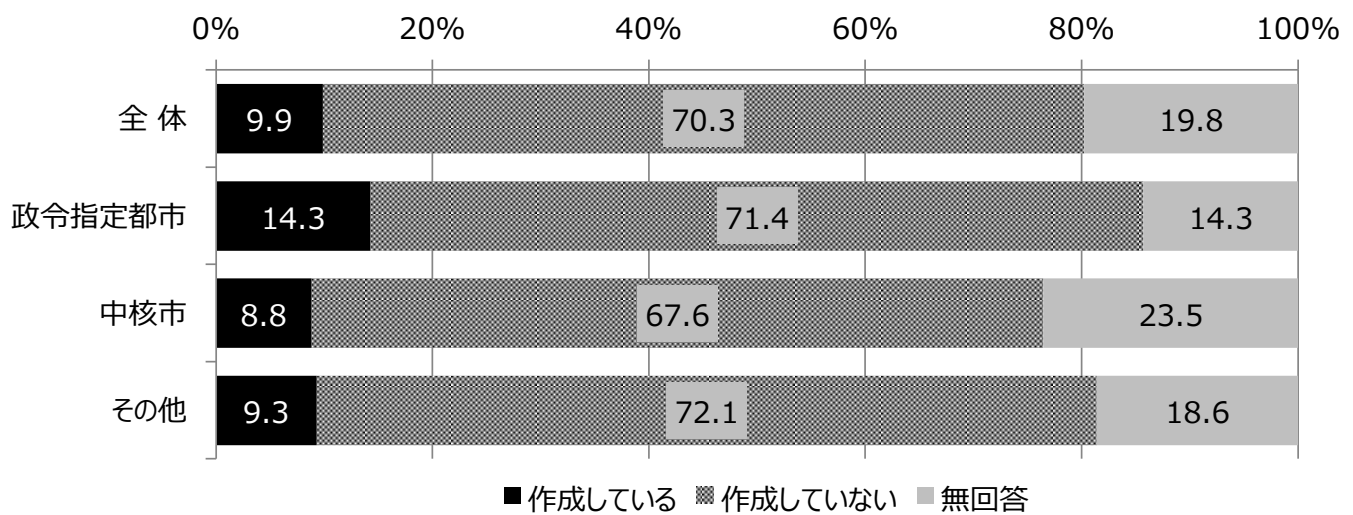


〔質問3〕〔地域型保育の場合〕〔市・区のみ〕

国の要綱や指針が未だ出されていないことを前提に、独自の指針等を作成していますか？

		作成している	作成していない	無回答	合計
回答数 (件)	全体	9	64	18	91
	政令指定都市	2	10	2	14
	中核市	3	23	8	34
	その他	4	31	8	43
回答率 (%)	全体	9.9	70.3	19.8	100
	政令指定都市	14.3	71.4	14.3	100
	中核市	8.8	67.6	23.5	100
	その他	9.3	72.1	18.6	100

n = 91



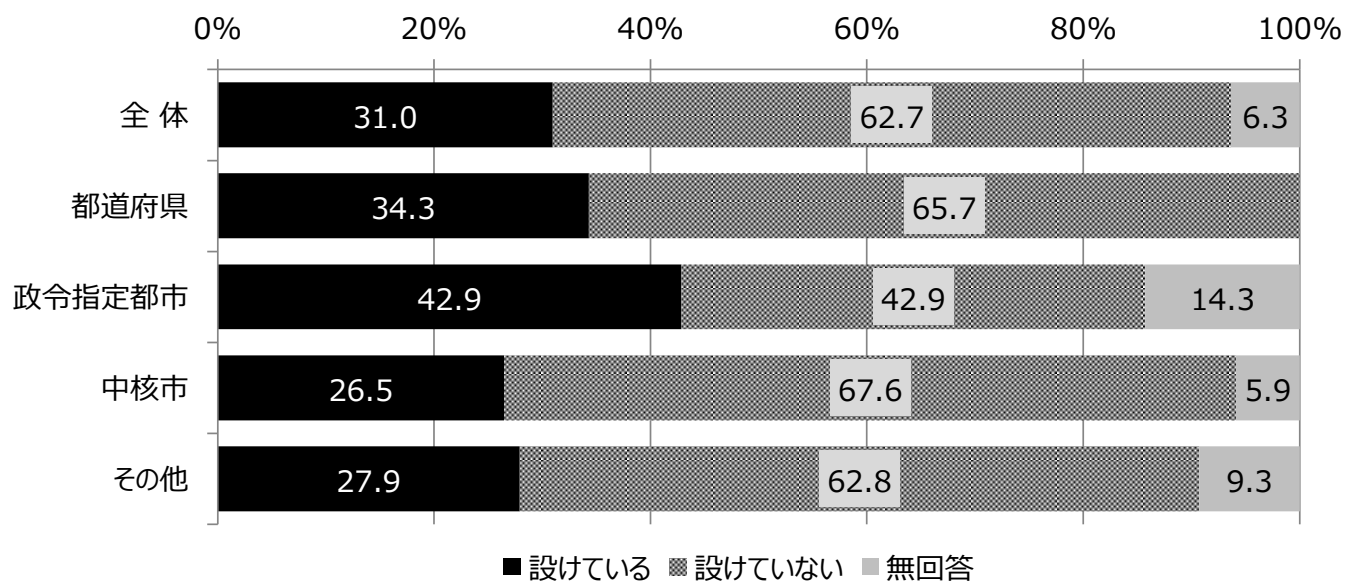
教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問4〕特別指導監査や特別立入調査を実施すべき場合の基準は設けていますか？

a) 認可保育所の場合

		設 け て い る	設 け て い な い	無 回 答	合 計
回答数 (件)	全体	39	79	8	126
	都道府県	12	23	0	35
	政令指定都市	6	6	2	14
	中核市	9	23	2	34
	その他	12	27	4	43
回答率 (%)	全体	31.0	62.7	6.3	100
	都道府県	34.3	65.7	0.0	100
	政令指定都市	42.9	42.9	14.3	100
	中核市	26.5	67.6	5.9	100
	その他	27.9	62.8	9.3	100

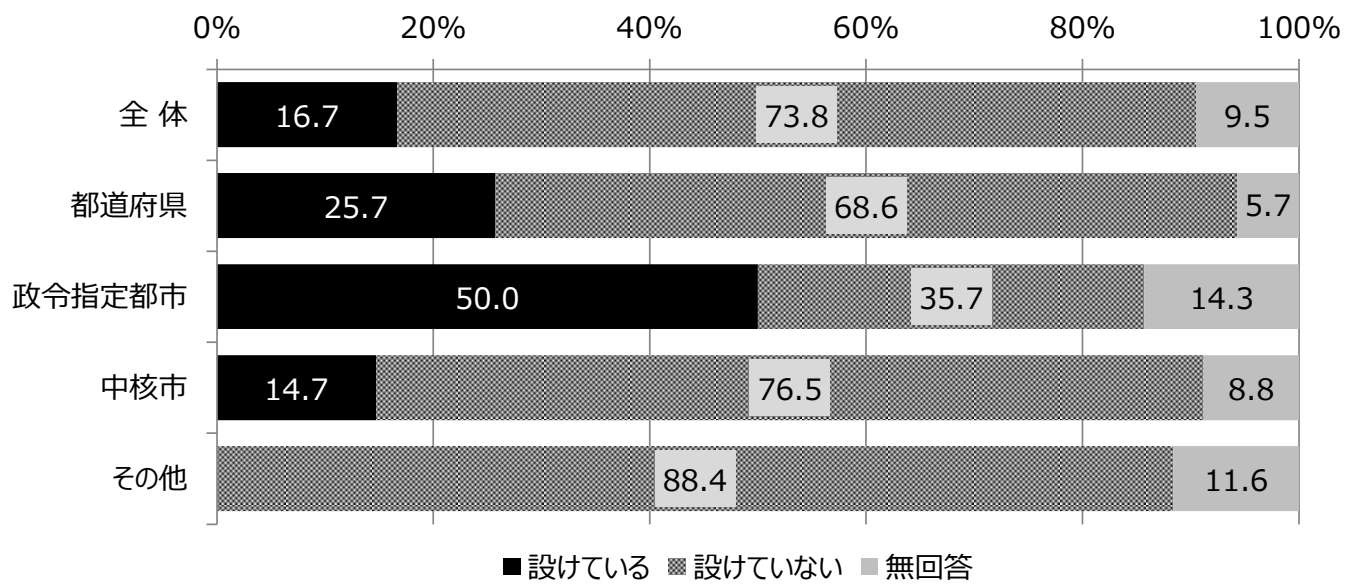
n = 126



b) 認可外保育施設の場合

		設 け て い る	設 け て い な い	無 回 答	合 計
回答数 (件)	全体	21	93	12	126
	都道府県	9	24	2	35
	政令指定都市	7	5	2	14
	中核市	5	26	3	34
	その他	0	38	5	43
回答率 (%)	全体	16.7	73.8	9.5	100
	都道府県	25.7	68.6	5.7	100
	政令指定都市	50.0	35.7	14.3	100
	中核市	14.7	76.5	8.8	100
	その他	0.0	88.4	11.6	100

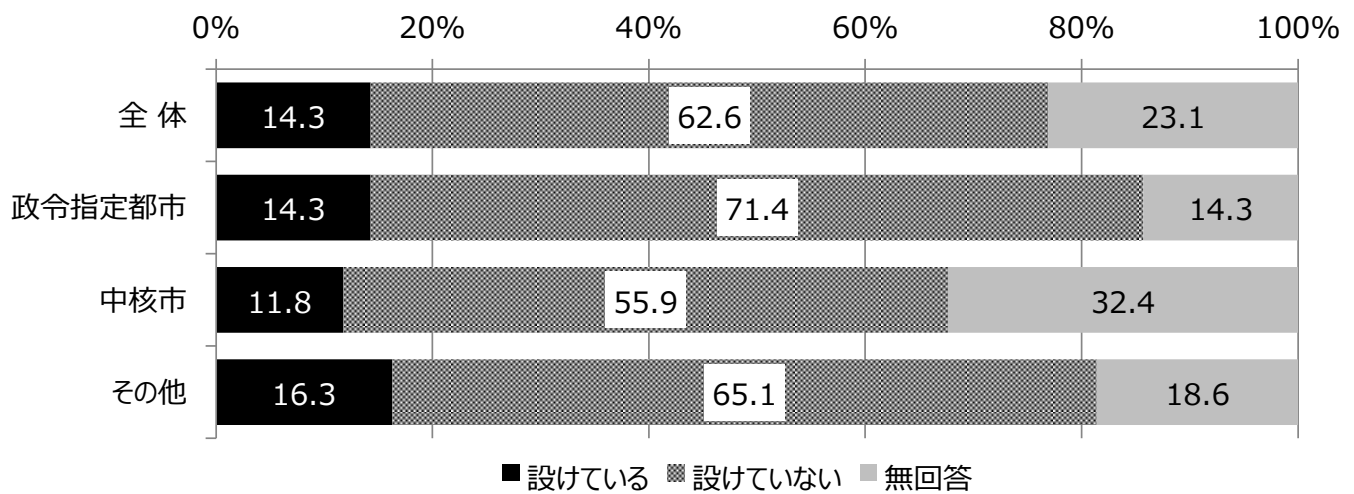
n = 126



c) 地域型保育の場合【市・区のみ】

		設 け て い る	設 け て い な い	無 回 答	合 計
回答数 (件)	全体	13	57	21	91
	政令指定都市	2	10	2	14
	中核市	4	19	11	34
	その他	7	28	8	43
回答率 (%)	全体	14.3	62.6	23.1	100
	政令指定都市	14.3	71.4	14.3	100
	中核市	11.8	55.9	32.4	100
	その他	16.3	65.1	18.6	100

n = 91



教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問5〕〔質問4〕で「設けている」と回答した場合、どのような基準ですか？具体的にお書きください。

a) 認可保育所の場合

	回収数 (件)	回答率 (%)
改善指導に対して改善が無い場合	22	56.4
不正・不祥事の発生	16	41.0
一般指導監査の拒否	15	38.5
重大な問題の発生	14	35.9
法令違反	13	33.3
その他	7	17.9

n= 39

n=39

主な記載内容

施設の経営等に不正、著しい不当、著しい最低基準違反等重大な問題が生じている若しくはその可能性があると認められる場合。一般監査に対する是正・改善の計画の履行を特段の理由がなく怠っていると認められる場合。不祥事の発生等により重点的若しくは継続的な指導監査が必要と認められる場合。一般監査を不当な理由がなく拒否している場合。

運営等の不正流用等の不祥事が発生し、又は発生するおそれがあるとき。指導監査の結果、改善を指導された事項について長期にわたり改善を行わないため、その運営、入所者及び職員の処遇等に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき。（事故発生時等に特別指導監査を行えるよう要綱を改正中）

（1）法人又は施設の運営の不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。（2）遵守すべき基準について重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。（3）法人又は施設について内部告発があり、上記の（1）又は（2）に相当する情報と認められるとき。（4）度重なる一般監査によっても改善がみられないとき。（5）正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき。

報告書の提出があった場合で、なお改善措置が十分でないと認めるとき。報告書の提出がないとき。改善の意思がないと認められたとき。

指導要綱に定めている内容として、正当な理由がなく、一般監査を拒否した場合や社会福祉法人・施設の運営等に特に大きな問題を有する場合、不祥事が発生した場合等に随時実施する。特別監査については、実地において行い、指導監査によって重大な問題が認められた法人並びに不祥事の発生した法人に対しては、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施する。

重大な事故が発生したとき。

b) 認可外保育施設の場合

	回収数 (件)	回答率 (%)
重大な事故の発生	12	63.2
児童の処遇上の問題	10	52.6
利用者等からの苦情	8	42.1
改善指導に対する報告が無い場合	4	21.1
一般指導監査の拒否	3	15.8
改善指導に対して改善が無い場合	3	15.8
法令違反	2	10.5
その他	6	31.6

n= 19

n=19

主な記載内容

重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合。改善指導及び改善勧告に対する報告及び報告期限が経過しても報告がない場合。
改善指導に対して改善の報告があった場合又は報告期限を過ぎても報告されない場合。規定する改善勧告に対して改善の報告があった場合又は報告期限を過ぎても報告されない場合。要綱に規定する報告や調査に協力しない場合。報告の有無にかかわらず、臨時の報告に該当する事案があった場合。近隣住民や利用者等関係者からの通報等により児童福祉上適当な状態が窺われる場合。当該施設と設置者又は経営者を同じくする施設（これに準じる形態を含む）で重大な事故事件が発生した場合。
通常の立入調査の結果、施設運営上特に問題があると認められる場合。改善指導を繰り返し行っても改善される見込みがないと認める場合に行う改善勧告に対する報告があった場合。
社会福祉法人又は社会福祉施設等の運営に不正又は著しい不正があったことを疑うに足りる理由があるとき。関係法令により定められた社会福祉施設等の基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき。一般指導監査による指導事項に対して改善がみられないとき、又は改善の内容が著しく不十分であるとき。正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき。
午睡時の抜き打ち立入調査

c) 地域型保育の場合

	回収数 (件)	回答率 (%)
改善指導に対して改善が無い場合	7	58.3
法令違反	6	50.0
不正・不祥事の発生	4	33.3
一般指導監査の拒否	4	33.3
重大な問題の発生	3	25.0
その他	2	16.7

n= 12

n=12

主な記載内容

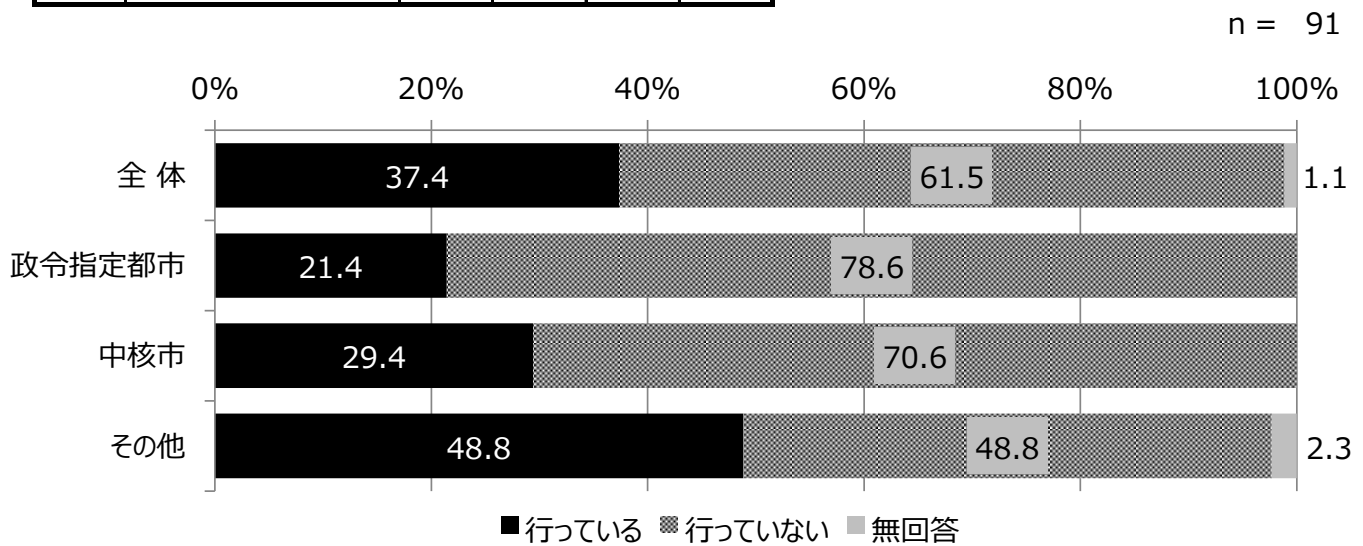
重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合。改善指導及び改善勧告に対する報告及び報告期限が経過しても報告がない場合。
ア.事業所の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。イ.遵守すべき規準について重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。ウ.事業所について内部告発があり、上記のア又はイに相当する情報と認められるとき。エ.度重なる通常の立入調査によっても改善がみられないとき。オ.正当な理由がなく、通所の立入調査を拒否したとき。
①事業運営又は施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。②最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき。③度重なる一般指導監査によっても是正の改善がみられないとき。④正当な理由がなく一般指導監査を拒否したとき。
職員配置や面積の最低基準違反や非常災害時の対応など、児童の安全確保に重大な支障をきたす恐れがあり、かつ巡回支援員による指導・改善にも従わないとき。
報告書の提出があった場合で、なお改善措置が十分でないとき。報告書の提出がないとき。改善の意思がないと認められたとき。
重大な事故が発生したとき。

4. 事故対応について

〔質問1〕【市・区のみ】

重大事故に至らない事故やヒヤリハットの収取、分析を自治体として行っていますか？

		行 っ て い る	行 っ て い な い	無 回 答	合 計
回答数 (件)	全体	34	56	1	91
	政令指定都市	3	11	0	14
	中核市	10	24	0	34
	その他	21	21	1	43
回答率 (%)	全体	37.4	61.5	1.1	100
	政令指定都市	21.4	78.6	0.0	100
	中核市	29.4	70.6	0.0	100
	その他	48.8	48.8	2.3	100



教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問2〕管内保育所等で事故が発生した場合、どのような対応を行っていますか？事故の種類により対応が異なる場合には、その点も含めてお書きください。

n= 109

	回収数	回答率
報告	72	66.1
通知に準じた対応	20	18.3
指導	15	13.8
現地確認	13	11.9
状況確認	12	11.0
周知	11	10.1
原因分析	6	5.5
協力・助言	5	4.6
その他	13	11.9

n=109

主な記載内容

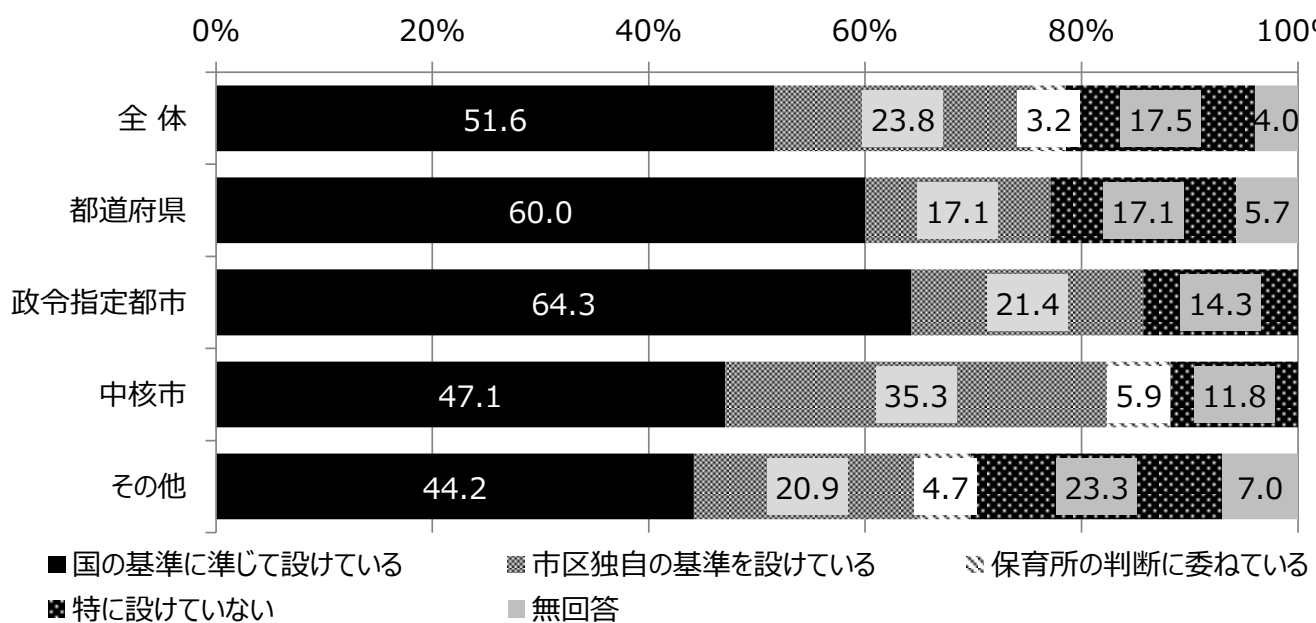
打撲や肘内障なども含め、園長が付き添い医師の受診をしている。その後事故に関して報告を求める（直後の口頭指導）。場合によっては急行し、現地確認と指導園内で改善のためのシートによる研修や担任の振り返りシートなどに取り組む。訪問による実地指導。
公立保育園に対しては、原因と改善策を園内で分析したうえで報告書に既済して提出するよう求めている。内容について、担当者が各園に確認し、さらに実効性のある改善策を取るよう求めている。私立保育園については、重大事故の報告のみ求めている。
公立保育所においては、日々報告をし、年に1回事故の傾向を見出し、園への注意喚起を行う。私立保育所等においては、重大事故の場合報告とする。
自治体への事故報告、事故簿の作成。園での職員会議で職員に周知を行う。事故まで至らない場合も、事故を未然に防ぐため、ヒヤリハット報告を作成している。必要により、医療機関受診を行っている。
園児の身体保護を第一優先とした対応を行っております。次に保護者連絡を行い、長期ケアが必要になる場合にも園と行政で連絡を取り合い対応しております。
公立については、病院に行った場合、事故報告書を担当課へ報告・提出をする。また、重大な事故の場合は市長への報告を行う。民間については、重大な事故の場合、報告を受けている。市長への報告も事故により行う。
公立保育所においては、受診し通院した例については、こども育成室への電話報告の後、事故防止を含め報告書の提出をマニュアルの中で依頼・義務付けている。また、受診に至らなくても各保育所でのヒヤリハットの記録を様式を決め記入するようにしている。法人認可保育所（園）、認定こども園については、国の基準に基づき1ヶ月以上の治療・通院等があった場合、こども育成室に報告。報告書が必要な場合は、こども育成室より指示し、詳しく内容を確認の上、提出していただくようにしている。
所長と確認の上、すぐに保護者に連絡し、必要時には病院に連れて行く。担当課（こども保育課）に電話にて報告をし、その後担当課に事故報告書（統一様式）を提出。日本スポーツ振興センターの手続きをする。定例会議にて必要事項の周知。アレルギー・異物混入事故の場合は加えてメール送信機能を使用し、全管内保育所等に周知している。
重大な事案と判断した場合は、現地を訪問のうえ、状況等の（児童の状態、救命措置対応の状況、当該児童の保護者への連絡の有無、事故発生時の状況等）確認のうえ、事故原因の調査、保護者説明等、必要な対応について助言。特に重大な事案の場合は特別監査を実施。

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問3〕管内保育所等において発生した事故について、報告すべき場合の基準を設けていますか？

		国の基準に準じて設	市区独自の基準を設	保育所の判断に委ね	特に設けていない	無回答	合計
回答数 (件)	全体	65	30	4	22	5	126
	都道府県	21	6	0	6	2	35
	政令指定都市	9	3	0	2	0	14
	中核市	16	12	2	4	0	34
	その他	19	9	2	10	3	43
回答率 (%)	全体	51.6	23.8	3.2	17.5	4.0	100
	都道府県	60.0	17.1	0.0	17.1	5.7	100
	政令指定都市	64.3	21.4	0.0	14.3	0.0	100
	中核市	47.1	35.3	5.9	11.8	0.0	100
	その他	44.2	20.9	4.7	23.3	7.0	100

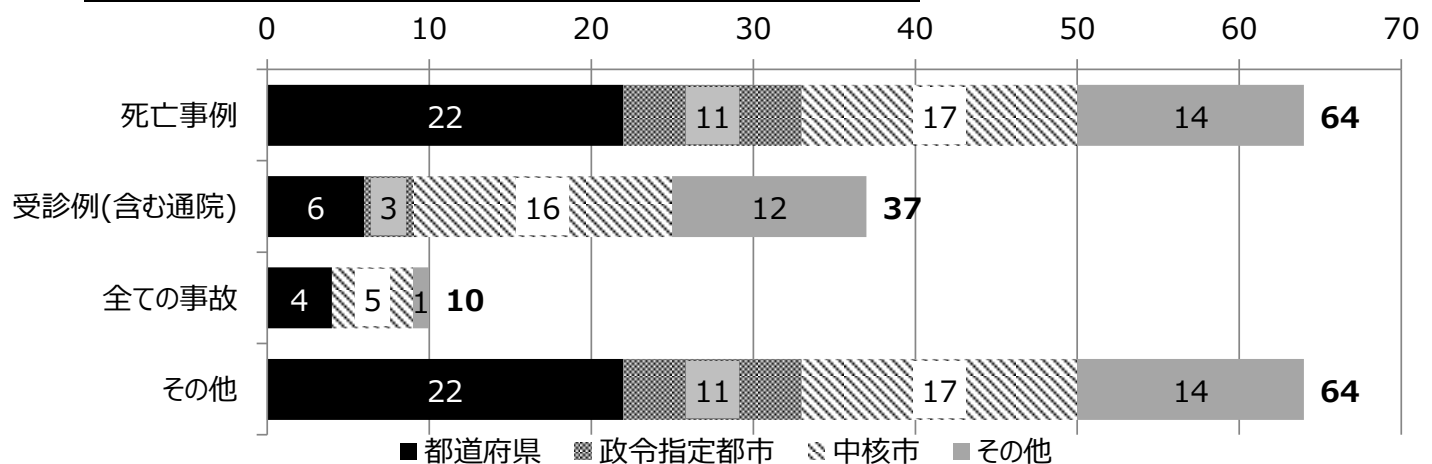
n = 126



教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問4〕〔質問3〕で「国の基準に準じて設けている」「独自の基準を設けている」の場合、報告すべき場合はどれですか？（複数回答）

		全ての事故	受診例（含む通院）	死亡事例	その他	回答数
回答数 (件)	全体	10	37	64	64	94
	都道府県	4	6	22	22	27
	政令指定都市	0	3	11	11	12
	中核市	5	16	17	17	28
	その他	1	12	14	14	27
回答率 (%)	全体	10.6	39.4	68.1	68.1	-
	都道府県	14.8	22.2	81.5	81.5	-
	政令指定都市	0.0	25.0	91.7	91.7	-
	中核市	17.9	57.1	60.7	60.7	-
	その他	3.7	44.4	51.9	51.9	-



n=39

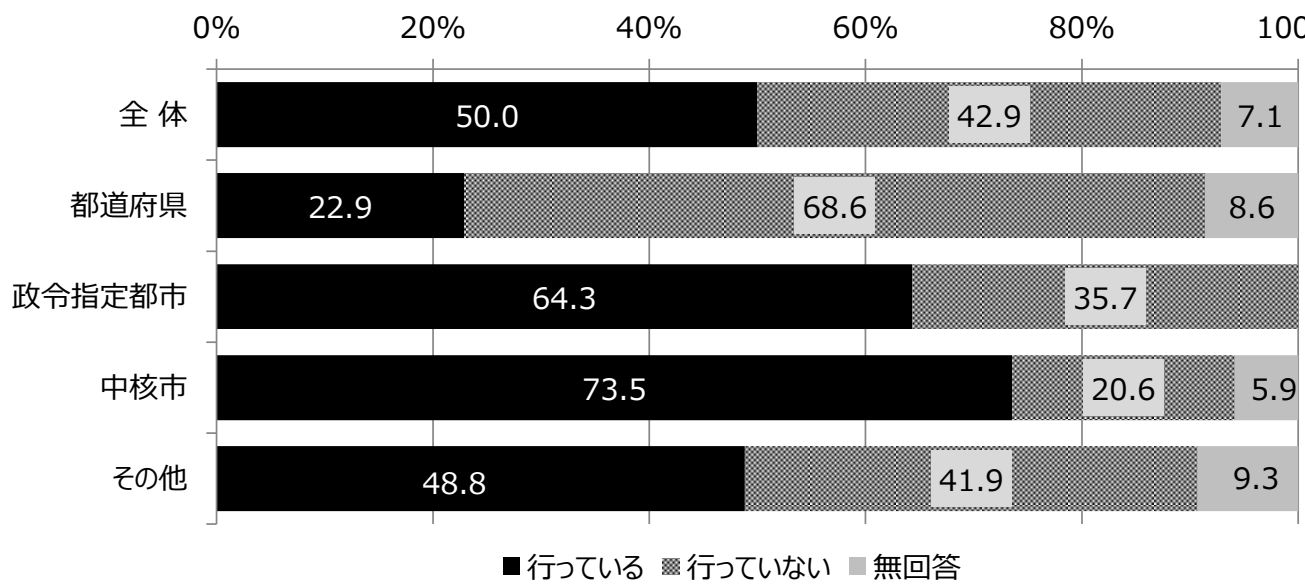
分類	件数	主な記載内容
治療30日以上	21件	意識不明に陥った場合及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合。 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（食物アレルギー等を有する乳幼児への誤配膳によりアレルギー症状が現れ病院に緊急搬送された場合は全て） 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等保護者から苦情のあったケース及びトラブルになりそうなケース。不審者の侵入、盗難等のケース。 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等。意識不明の事故は事案が生じた時点で報告。
重篤な事故	7件	傷跡が残りそうな怪我含め重傷な怪我 重傷事件事案、食中毒事案
救急搬送	4件	救急車搬送事故等
国の基準通り	2件	国基準に該当する場合
その他	4件	基準を設けていないが、受診例（含む通院）、死亡事例を報告している。 公立のみ全ての事故について報告。私立は重大な事故の場合のみ。 感染症、食中毒、迷子、置き去り、連れ去り 利用者が入院した場合又は後遺障害が残る場合

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問5〕報告された事故の内容や再発防止策等につき、管内保育所等へのフィードバックは行っていますか？

		行 っ て い る	行 っ て い な い	無 回 答	合 計
回答数 (件)	全体	63	54	9	126
	都道府県	8	24	3	35
	政令指定都市	9	5	0	14
	中核市	25	7	2	34
	その他	21	18	4	43
回答率 (%)	全体	50.0	42.9	7.1	100
	都道府県	22.9	68.6	8.6	100
	政令指定都市	64.3	35.7	0.0	100
	中核市	73.5	20.6	5.9	100
	その他	48.8	41.9	9.3	100

n = 126



教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

5 その他

〔質問1〕管内保育所等との関係において良いと感じていること、困難に感じていること等があれば自由にお書きください。

n=29

分類	件数	主な記載内容
情報共有	10件	市町村を經由して事故報告等の情報を得ているため、迅速に把握できないケースや状況が分かりにくいケースがある。 毎月1回保育所長会議（公立）、園長例会（民間）があり、そこで報告や注意事項連絡等伝えることができ良い。 コミュニケーションがうまくとれない保育所等もあり、市の提案に善処していただけないことも多い。 1つの園の事故とせず、共有できる内容は園長会や看護師の連絡会で報告、検討し全園で共有するようにしている。
認可保育所	7件	民間保育所における事故予防・事故対応の確認が十分できない。保護者への対応が悪く、苦情になることもある。指導方法が難しいと感じる。 認可保育所については、独自に研修を実施したりマニュアルを作成するなど事故予防を含めた危機管理体制は整備されているところが多い。一方で、認可外保育施設等については、ほとんどの施設が未整備である。 私立保育所に対しては報告されない部分について不透明であり、経営側の考えに左右されていると感じている。
自治体との連携	4件	県からの情報提供依頼等に対して協力的である。 指導監査外にも整備・認可など別件業務に携わることにより、監査業務以外にも普段から関わる機会がある。指導監督業務において、それに至った経緯を事前に知っていたり、コミュニケーションを図ったりすることができるが、慣れあつた関係にならないよう留意しなければならない。
制度の周知や理解	3件	報告する必要のない軽微な事故でも報告してくることや、事故が発生した場合に報告書の提出が遅くなることがあり、報告マニュアルの内容が周知されていない。
その他	6件	都道府県と市町村はそれぞれの基準に基づき実施せざるを得ない状況となっている。保育の現場に混乱をきたさないためにも、都道府県と市町村の役割について法令等による整理が必要。 保育所等への指導監査で専門職（保育士）が同行しているので、施設の危険箇所などが分かり、改善点など相談体制ができている。 民間保育所の運営、保育内容等それぞれの特色、独自性をみとめながらも子どもの発達に合った、また、安全面に留意した保育内容を指導していくには、第三者的な立場のものも必要であると感じている。 プール活動・水遊びにおいては、プール監視に専念できる人員を置くよう、周知徹底しており、実際に工夫して対応頂いているが、そのために要する人件費に係る予算要望を受けている。

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

〔質問2〕事故予防・事故対応に関して、課題等があれば自由にお書きください。

n=33

分類	件数	主な記載内容
事故報告	8件	<p>国への報告は治療に要する期間が30日以上を負傷を伴う事故が対象であるが、保育所等で発生する骨折等の事故のほとんどは30以上の加療期間を伴うものであることから、国への報告件数が多く対応に苦慮している状況である。報告の対象となる事故をもう少し限定していただきたい。</p> <p>重大事故の国への報告は、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病とあるが、30日を越えるかどうかの判断が遅くなり、事故発生当日か翌日の報告は難しい。また、30日以内の負傷や疾病についての判断が難しい。</p> <p>市町村や施設には通知や会議等で速やかな報告を依頼しているが、報告が遅れるケースが多い。</p>
情報収集と活用	6件	<p>各施設のヒヤリハットや事故発生事由等を全施設で共有し、発生を防ぐ方策を検討していく必要がある。</p> <p>事故データベースの効果的な活用方法や事故予防策等の先進的な取り組み事例の収集が必要。</p> <p>フィードバックや分析は大事だと思うが、なかなかできない。</p>
マニュアル等	5件	<p>各施設において個別に事故防止ガイドラインや事故対応マニュアル等を作成するのは非常に難しいと感じる。ひな形や記載が必要な項目を示すなど、作成マニュアルのようなものがあるとよ</p> <p>ガイドラインやマニュアルを作成できていない施設に対して策定を徹底させること。</p>
教育研修	3件	<p>園児だけでなく、労働安全衛生の面から事故予防の啓発の必要性を感じる。資料の配布だけでは不十分なので、事例を通して学んでもらえるような研修会の開催などが望ましいと考える。</p>
意識の醸成	2件	<p>各施設において、全職員への安全管理意識の徹底について、市として継続的に取り組む必要がある。</p>
現地確認	2件	<p>重大事故が発生することのないよう、指導監査とは別に、日頃からできる限り多くの保育施設を見回ることが大切だと考えている。</p>
保育内容とのバランス	2件	<p>事故予防の方法を間違えると、子どもの発達を促す運動やあそびが十分にできない状態になることがある。発達を保障しながら安全を確保できる環境設定は課題である。</p>
その他	6件	<p>危険を感じ回避する力、安全面に時運で注意したり判断する力を育てる保育のあり方について考える必要がある。</p> <p>報告基準に達しない事故の取り扱い。</p> <p>フィードバックについて（公立）保育所長会議では、話し合えるが……。民間保育園では話しあえていない。今後伝え合いをしていきたい。</p>

〔質問3〕【市・区のみ】

都道府県との関係において良いと感じていること、困難にかんじていること等があれば自由にお書きください。

n=3

その他の記載内容
<p>新制度へ移行した保育所以外の施設への監査について、検討中であるが、本市における担当及び都道府県の担当との連携（移行前の監査内容・体制等の把握、厚労省所管と文科省所管の監査・検査の違い）が進められていないのが現状である。</p> <p>県との相談体制が取れていること。幼稚園併設の認可外保育施設の立入状況などについての県からの情報提供がないこと。</p>

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

Ⅲ. 事故対応・研修について（県のみ※市町村への対応について）

1. 事故対応について

〔質問1〕管内市町村で事故が発生した場合、どのような対応を行っていますか？事故の種類により対応が異なる場合には、その点も含めてお書きください。

A:報告に関する記載 B:現地確認・状況確認に関する記載 C:通知に準ずる旨の記載 D:その他の記載 n=35

A	B	C	D	記載内容
○	○	○	○	国通知「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」の報告対象となる場合は、報告様式により報告を市町村を経由して受ける。死亡事故のような重大事故の場合は、電話により事故が発生した施設のある市町村から逐次情報収集し、状況により、県の職員が現地確認。県内市町村、関係施設に対して安全管理の徹底について文書通知、周知を行う。
○	○	○		国通知に基づき、死亡事故、治療に要する期間が30日以上の中傷事故については、区市町村からの報告を受け、国へ報告。死亡事故等の重大事故については、区市町村とともに現地確認を実施する場合あり。上記以外の事故（感染症や食中毒、置き去り等の事故）については、区市町村経由で都に報告させている。実地検査での参考とするため、区市町村から運営所管部署に提出された事故報告について、具体的内容やその後の経過等の確認を行うことがある。
○	○		○	報告内容により事実確認、立入り調査。情報共有。
○	○		○	下記報告基準に該当する場合は、速やかに市町村を通じて報告を受け、詳細を確認する。原因分析等を行い、課題等について情報共有が必要な場合は、各市町村を通じて文書等により周知を図る。
○	○		○	国の通知に基づく事故報告の提出を求める。必要に応じて状況を確認し、助言等を行う。
○	○		○	市町村からの報告に基づき、事実確認を行うとともに必要な助言を行っている。
○	○		○	死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の中傷な事故については速やかに国の事故報告の手続きに従い報告を行う。その他の場合は市町村の担当者や保育所等の担当者から事情を聴取し、再発防止に努めるよう指導を行う。
○	○			死亡事故・治療に要する期間が30日以上の中傷や疾病を伴う中傷な事故・・・県への報告。死亡事故・・・立入り調査。
○	○			事例がないが、市町村担当からの報告をうけることとし、場合によっては、立入り調査を行うことになるかもしれない。
○	○			「特定教育・保育施設等事故報告様式」により、該当保育所から市町村を経由し県へ報告する。県で事故の内容を確認し、重大事故に該当する場合は国へ報告を行う。市町村に対し、対象児童の治療状況や保護者とのトラブルの有無、施設側の安全対策等について適宜確認し報告するよう指示している。
○		○		「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成22年厚生労働省通知）等に基づき、死亡事故や治療に要する期間が30日以上の中傷や疾病を伴う中傷な事故等が発生した場合には、関係様式により県へ報告をいただくとともに、様式の内容が揃わない時点であっても、事故と把握した時点で一報をいただくよう指導している。
○			○	国の通知に基づき、市町村へ報告を求めている。必要に応じ助言を行う。
○			○	死亡事故や治療に要する期間が30日以上の中傷や疾病を伴う中傷な事故等が発生した場合、県へ報告させる。重大事故の場合の対応はその都度決定する。
○				死亡事故や治療に要する期間が30日以上かかる事故については、県へ報告をもらう。
○				保育所等で死亡事故や治療に要する期間が30日以上の中傷や疾病を伴う事故が発生した場合、施設から市町村へ報告を行い、市町村から県へ報告を行うこととし、そのうち中傷なもの、県から厚生労働省へ報告を行っている。
○				国の基準に準じた報告すべき事故、報告すべきか迷う事故を全て報告するよう周知している。
○				報告を求めている
○				市町村で情報をとりまとめ、県に報告を求めている。
○				報告を求めている。
○				通常の事故・・・特に報告なし。治療に30日以上かかるもの、中傷な事故・・・県に報告
○				重大な事故が発生すれば、速やかに県に連絡をすることになっている。
○				別紙参照。(施設→県→国へ報告)
	○		○	速やかに報告を求めるとともに、死亡事故が発生した場合は市町村とともに現場で事故状況の確認と指導を行う。
	○			死亡又は中傷な事故が発生した場合には、関係部署と合同で現場への立入り調査を実施する。
		○		国通知に準じた対応を行っている。
		○		「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」通知に基づいて対応している。
		○		国通知に基づく対応以外に、市町村に対して県独自の対応は行っていない。
		○		所在市町村から報告を受けた場合は、「特定教育・保育施設における事故の報告等について」（H27.2.16雇児保発216第1号ほか）に基づき、所管の省庁へ報告している。
		○		死亡事故または治療に要する期間が30日以上の中傷や疾病を伴う中傷な事故等の場合・・・国通知に基づき報告。上記以外の場合・・・県マニュアルに従い報告。
		○		国の基準に基づく報告を、市町村を通して求めている。
		○		死亡事故又は治療に要する期間が30日以上の中傷や疾病を伴う中傷な事故等の場合は、事故の内容を市町村を通じて県へ報告。報告を受けた県は国へ報告。(国通知「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」のとおり)

(次ページへ続く)

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

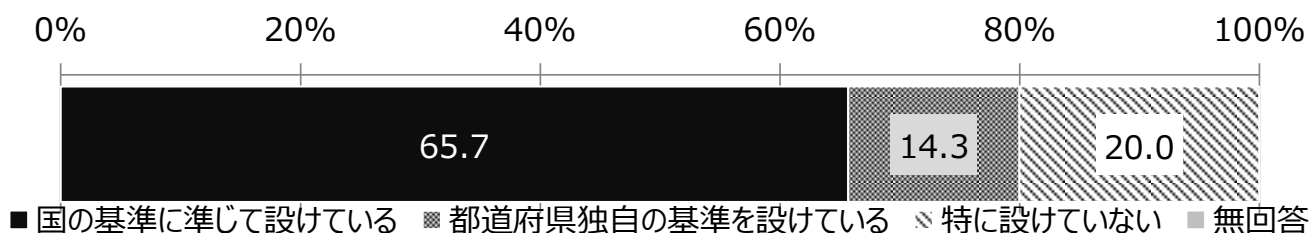
(前ページからの続き)

A:報告に関する記載 B:現地確認・状況確認に関する記載 C:通知に準ずる旨の記載 D:その他の記載

A	B	C	D	記載内容
			<input type="radio"/>	事故の内容によっては、再発防止の周知等を行う。
			<input type="radio"/>	県内の児童福祉施設等へ安全管理の徹底を通知する。
			<input type="radio"/>	保育所等の所管が県であり、保育所等で事故が発生した場合は保育所等から直接件に報告があるため、市町村は事故対応には関わっていない。
			<input type="radio"/>	死亡事故及び重篤な事故（30日以上入院）

n = 35

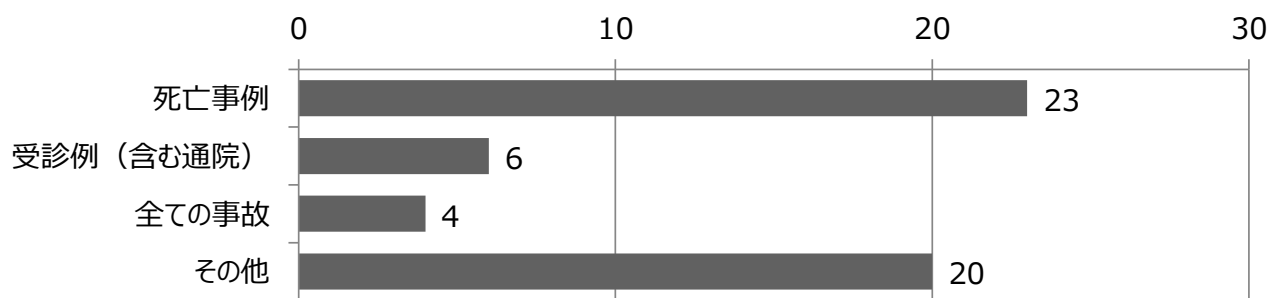
	回答数 (件)	回答率 (%)
国の基準に準じて設けている	23	65.7
都道府県独自の基準を設けている	5	14.3
特に設けていない	7	20.0
無回答	0	0.0
合計	35	100.0



〔質問3〕〔質問2〕で「国の基準に準じて設けている」「都道府県独自の基準を設けている」の場合、報告すべき場合はどれですか？（複数回答）

n = 29

	回答数 (件)	回答率 (%)
全ての事故	4	13.8
受診例（含む通院）	6	20.7
死亡事例	23	79.3
その他	20	69.0
合計	53	-



n=20

分類	件数	主な記載内容
治療30日以上	15件	全治30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等 意識不明に陥った場合及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合。
重篤な事故	2件	重篤な事故、報道発表する場合 重篤な事故（30日以上入院）
その他	3件	保育所・認可外保育施設については、救急搬送を伴う者についても市町村経由で報告を求めている。 感染症、食中毒、迷子、置き去り、連れ去り

教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関するアンケート 自治体向け調査結果

2.研修について

〔質問1〕管内市町村に対して行っている研修の支援についてお書きください。

n=9

主な記載内容
年11コースの研修を実施している（初任者研修会、給食担当者研修会、発達支援研修等）。
保育に従事する者の資質向上を図るため、県が各種研修会を実施するほか、市町村等が実施する保育士等研修事業及び研修会参加に要する経費に対して助成。保育所保育指針実践研修。非常勤職員等スキルアップ研修。家庭支援従事者研修。障がい児保育、乳児保育研修。新任職員等人権研修等
保育士の階層別研修や専門性の高い研修を県で実施（外部委託による）
市町村からの問合せに応じて助言を行っている。
平成27年度から区市町村で保育施設の指導監査を担当する職員を対象に、児童福祉法に基づく認可保育施設への指導監査の実施方法等を内容とし他研修を実施している。また、認可保育所及び認証保育所を対象とした講習会を開催し、指導検査結果をもとに、指摘の多い項目とその改善策について説明の上、適正な運営に向けた事業者の自主的な取り組みを促しているが、この講習会には区市町村職員にも聴講してもらっている。

〔質問2〕保育所等の職員が受講する、重大事故の発生予防や児童に対する救急対応の習得を目的とした研修に対して、何らかの支援を行っていますか？また、研修の支援、内容、実施に関して課題と感じていることがあればお書きください。

n=10

主な記載内容
年度初めに、日本赤十字社県支部職員を講師として招き、救急対応の研修を実施している（直営）。
国庫補助事業（子ども・子育て支援対策推進事業費補助金）による補助（現任保育士研修事業）。
3つの保育団体に対して、食物アレルギーに関する研修会の補助金を出している。
救急救命に関する研修会は、実技研修であることから1人規模とすることは難しく、同内容の研修を複数かい開催している。今後、参加者が増えれば、開催回数を増やして対応しなければならないと感じている。
重体事故の発生予防や児童に対する救急対応の習得を目的に特化した支援は行っていないが、今後、野外保育での事故の発生後の対応や救命救急についての研修を実施予定。
県主催による研修実施。
市町村からの問合せに応じて助言を行っている。
県が実施主体となり保育所アレルギー対応強化研修を実施。学校法人が設置する保育センターが実施する保育士向けの研修事業に対し、経費の一部を県と政令・中核市が協調して助成している。この研修事業の中には「子どもの事故と応急手当」や「重要時の救急法」などがある。

3.その他

〔質問1〕事故予防や事故対応に関して、管内市町村との関係において良いと感じていること、困難に感じていることを教えてください。

n=8

主な記載内容
情報共有が図られているため、特に困難と感じることはなし。
リアルタイムな報告、情報共有等が難しいと感じる。
事故予防や事故対応に関して、市町村と関係していることはない。（事故対応に限らなければ）毎年度、市町村を対象にした補助金や制度等の説明会を開催している。
保育の実施主体は市町村であることから、事故予防や事故対応に関して市町村の自主性にまかされており、県は指導監査等を通じて指導や助言を行っている。
事故発生時の報告を市町村経由としているため情報共有の上で連携した対応が容易である。一方で県への報告に時間を要する場合がある。
施設の認可を行っている県と、特定教育・補遺行く施設としての確認を行っている市町村との役割分担が難しい。
予算的な支援が難しい。
認可外保育に対する指導は、積極的な関与を行う市町村において密に行っているが、市町村の対応によっては困難な場合もある。

〔質問2〕事故予防や事故対応に関して、課題等があれば自由にお書きください。

n=6

主な記載内容
事故データベースの効果的な活用方法や事故予防策等の先進的な取り組み事例の収集が必要。
ガイドラインの作成に当たっては、保育現場に過度の負担が生じることとならないよう配慮願いたい。
報告された事故情報の活用。
事故報告様式の「事故発生の要因分析に係る自治体コメント」については、施設・事業者の要員分析に加え、必要事項があれば記載することになっており、主に市町村が記載しているところだが、県として検証・要因分析にどのように関わっていけばよいのか。
国通知「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」の国基準に準じて管内保育所等に事故報告を依頼しているが、事故報告件数が少ないため、事故が発生していないか、周知徹底ができていないのか判断できない。
報告基準に達しない事故の取り扱い。